

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 輸入植物等の検査(第三条―第二十二

条の四)

第三章 輸出植物等の検査(第二十三条―第三

十一条の十四)

第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十

五条)

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止(第

三十五条の二―第三十五条の十

一)

第四章の三 侵入調査(第三十五条の十二)

第五章 緊急防除(第三十五条の十三―第三十

九条)

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 総合防除(第四十条―第四十条の

四)

第二節 薬剤の譲与(第四十一条―第四十六

条)

第三節 防除器具の無償貸付(第四十七条

―第五十八条)

第七章 都道府県の防疫(第五十九条―第六十

条)

第八章 雑則(第六十一条―第六十二条)

附則

第一章 総則

(指定物品)

第一条 植物防疫法(以下「法」という。)第四

条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機

具とする。

(植物防疫官及び植物防疫員の証票)

第二条 法第五条第一項の規定による証票の様式

は、別記第一号様式のとおりとする。

第二章 輸入植物等の検査

(検査有害動植物)

第三条 法第五条の二第一項の農林水産省令で定

める有害動物又は有害植物は、別表一のとおり

とする。

(検査証明書の添付を要しない植物)

第四条 法第六条第一項の栽培の用に供しない植

物であつて、検査有害動植物が付着するおそれ

が少くないものとして農林水産省令で定めるもの

は、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その

他農林業の生産資材の用に供されるもの並び

に別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定め

るものは、この限りでない。

一 乾燥され、かつ、圧縮されたもの

二 乾燥され、かつ、細断されたもの(センナ

の茎、オレンジの果実及び果皮並びにキヤツ

サバの根を除く。)

三 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎され

たもの(オレンジ及びタマリンドの果実並び

にキヤツサバの根を除く。)

四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断

され、破碎され、又は粉碎されていなくても

の。ただし、木材及び次に掲げる植物ごと

にそれぞれ次に定める部位を除く。

イ いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮

ロ エウカリプツス・スツアルチアーナ

葉、枝、花及び果実

ハ エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、

花及び果実

ニ えごま 種子

ホ カカオノキ 種子

ヘ カスタネア・クレナタ 殻付きの種子

マ くるみ属植物 核子

ケ あかざ科植物 種子

フ いね科植物 種子(麦芽を除く。)

コ たで科植物 種子

エ ひゆ科植物 種子

テ まめ科植物 種子

五 凍結されたもの(くるみ属植物の核子を除

く。)

(検査指定物品)

第五条 法第六条第一項の検査有害動植物が付着

するおそれがあるものとして農林水産省令で定

める指定物品は、次のとおりとする(中古のも

のに限る。)

一 農業、園芸又は林業の用に供する機械(整

地又は耕作の用に供するものに限る。)

二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わ

ら用若しくは牧草用のペーラー、収穫機又は

脱穀機

三 農業用トラクター

(基準に適合していることについての検査を要

する植物等)

第五条の二 法第六条第二項の農林水産省令で定

める地域、植物又は検査指定物品及び基準は、

港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広

島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻

中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松

島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇

和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川

之江港、高知港、須崎港、博多港、荏田港、

三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保

港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三

角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細

島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内

港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良

港、石垣港

二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空

港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛

行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空

港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋

飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大

阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空

港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州

空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分

空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉

手納飛行場

三 釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空

港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇

部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、

下地島空港、新石垣空港

(農林水産省令で定める特別の用)

第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用

は、次のとおりとする。

一 博物館、植物園その他の公共の施設におい

て、標本として展示し、又は保管すること。

二 犯罪捜査のための証拠物として使用するこ

と。

三 ウリミバエの防除を行うことを目的とし

て、生殖を不能にされたウリミバエを生産す

るため、ウリミバエの繁殖の用に供するこ

と。

四 法第四条第一項、法第八条及び法第十条の

規定による検査に使用すること。

五 法第十六条の七の規定による調査に使用す

ること。

六 法第十六条の八の規定による通報を行うた

めに使用すること。

(輸入禁止品の輸入許可の申請等)

第七条 法第七条第二項の許可の申請は、当該許

可を受けようとする者の住所を管轄する植物

防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）
第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三 オートクレープ等の殺虫・殺菌設備その他の輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

（輸入禁止品の輸入許可の条件）
第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であつた場合において、得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）
第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表二に掲げる地域及び植物

二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

（輸入検査の申請）
第十条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

（検査の場所及び期日）
第十一条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

（検査品の運搬等）
第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

（処分を行う場所）
第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

（農林水産省令で定める種苗）
第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チユリツブ、ヒヤシンス等の球根

二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根

三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木

四 さとうきびの生茎葉及び地下部（隔離栽培）

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所ので栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

（隔離栽培品の処分）
第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

（証明書の交付）
第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のためを送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押し、添付し、又は交付するものとする。

（消毒又は廃棄の実施）
第二十条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

（処分後の通知）
第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

(廃棄又は消毒命令書)
第二十二條 植物防疫官は、法第九條第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書(第十一号様式)を交付しなければならぬ。法第四條第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。

(輸入禁止品の利用許可の申請等)
第二十二條の二 法第九條第六項において準用する法第七條第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を經由して農林水産大臣に申請書(第十一号の二様式)を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第九條第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書(第十一号の三様式)を交付するものとする。
3 農林水産大臣は、法第九條第六項において準用する法第七條第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、第七條第四項の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用時の管理施設の基準)
第二十二條の三 法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七條の二の規定を準用する。
(輸入禁止品の利用許可の条件)
第二十二條の四 法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関する事。
- 二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関する事。
- 三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関する事。
- 四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関する事。
- 五 管理中の当該植物に検査有動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事。

2 農林水産大臣は、法第九條第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第五項の規定により付した条件を変更することがある。

変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

第三章 輸出植物等の検査

(輸出検査の申請)
第二十三條 法第十條第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書(第十二号様式)を提出しなければならない。

(検査の場所)
第二十四條 法第十條第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

(検査の期日)
第二十五條 植物防疫官は、第二十三條の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。
(検査品の運搬等)
第二十六條 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十條第一項の規定により検査を受けるときは、第十二條の規定を準用する。

(植物検査証明書等の交付)
第二十七條 法第十條第三項の植物検査証明書の様式は、第十三号様式(植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあっては第十三号の二様式)とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検査証明書が必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十條第三項の規定による植物検査証明書の交付に加え、植物検査証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検査証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検査証明書の交付をした旨の証印(第十三号の三様式)を押印する。
第二十八條 植物防疫官は、法第十條第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていたり認めるときは、植物検査証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検査証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

ればならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)
第二十九條 第二十三條の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十條の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一條の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三條の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十條第五項の規定により、法第十條第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)
第三十條 法第十條の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款(申請者が法人である場合に限る。)及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
四 登録免許税の納付に係る領収証書
五 次の事項を記載した書類
イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項
ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項
ハ 検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

六 前項の申請を行つた者が法第十條の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類
七 その他参考となる事項を記載した書類
3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。

(登録に關して必要な手続)
第三十一條 法第十條の四第一項(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する

場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記載して行う。
2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。
(検査員)
第三十一條の二 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十條の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)
第三十一條の三 法第十條の四第一項第二号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)
第三十一條の五 法第十條の四第二項第五号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において

て準用する場合を含む。の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の概要
- 二 登録検査機関が検査を行う区域
- 三 登録検査機関の全ての事務所（検査を行うものに限る。）の名称及び所在地の一覧

（登録検査機関の登録の更新）

第三十一条の六 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類（第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（変更登録）

第三十一条の七 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書（第十六号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類（登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準）

第三十一条の八 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる省令の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

（登録事項の変更の届出）

第三十一条の九 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書（第十七号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の認可の申請）

第三十一条の十 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書（第十八号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

するときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の規定事項）

第三十一条の十一 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の実施方法に関する事項
- 二 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項
- 三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項
- 四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 六 検査業務を行う場所に関する事項
- 七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項
- 八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項
- 九 財務諸表等（法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等）をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に關し必要な事項

（登録検査機関の業務の休止の申請）

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録（法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

第三十一条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 検査の申請を受けた年月日
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の項目
- 六 検査を行った品目及びその数量
- 七 検査を行った品目の生産地又は原産国
- 八 検査を行った検査員の氏名
- 九 検査の結果
- 十 その他必要な事項

第四章 指定種苗の検査

（検査の申請）

第三十二条 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四条 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二條の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

（移動制限地域及び移動制限植物等）

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおりに定める。

（移動制限植物等の移動制限の例外）

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を各こん包に添付して移動する場合とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

（移動検査及び検査確認の表示）

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

- 一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物

品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者は、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認められた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の確認及び確認の表示）

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行う二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該

植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の基準）

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

第三十五条の七 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

（移動禁止植物等の移動許可の申請等）

第三十五条の八 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証（第二十二号の十五様式）及び移動禁止植物等移動許可指令書（第二十二号の十六様式）を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等（前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。）の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合において、移動禁止植物等廃棄等命令書（第二十二号の十七様式）を交付するものとする。

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産

省令で定める技術上の基準については、第七条の規定を準用する。

（移動禁止植物等の移動許可の条件）

第三十五条の十 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。

五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

六 移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知その他措置の方法に関すること。

2 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査

（侵入警戒有害動物植物）

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除

（緊急防除実施基準の対象）

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

（緊急防除）

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

（協力指示書の様式）

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

（協力成績の報告）

第三十八条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動物植物の防除

第一節 総合防除

（指定有害動物植物）

第四十条 法第二十二條第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

（総合防除計画の報告）

第四十条の二 法第二十二條の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四條の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

（勧告の方法）

第四十条の三 法第二十四條の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四條の三第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動物植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

（命令の方法）

第四十条の四 法第二十四條の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、

次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二 勧告に従わなかった事実

三 取るべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤(以下「防除用薬剤」という。)を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請)

第四十二条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書(第二十七号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等)

第四十三条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書(第二十八号様式)を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四条 法第二十七条第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者(以下「譲受人」という。)は、当該引渡後直ちに、受領書(第二十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の徴収)

第四十六条 譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書(第三十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書(第三十一号様式)を提出しなければならない。

(貸付)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基づき、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書(第三十二号様式)を交付し、貸し付けられない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者(以下「借受人」という。)は、当該引渡後直ちに、借書(第三十三号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書(第三十四号様式)を提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書(第三十五号様式)を交付する。

(借受人の義務)

第五十一条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもってその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納)

第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五条 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認めるときは、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

(違約金の徴収)

第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八章 削除

第七章 都道府県の防疫

(病害虫防除所)

第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 位置及び管轄区域

三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況

四 施設の概要

五 職員の種類別定数

六 業務の概要

七 業務開始の予定年月日

八 業務開始の予定年月日

九 業務開始の予定年月日

十 業務開始の予定年月日

第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雑則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直前に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和二六年二月二七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和二七年四月一日農林省令第二〇号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和二九年二月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三〇年二月一四日農林省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年九月一日農林省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面、同規則第十五條の文書、同規則第十六條の隔離栽培命令書、同規則第二十二條の廢棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十條第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附則 (昭和三十二年二月一四日農林省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年一〇月一日農林省令第五七号)

1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。
2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則 (昭和三十八年六月二六日農林省令第四二号)

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三三号)

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

附則 (昭和四二年三月一日農林省令第四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四三年六月二六日農林省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一〇月九日農林省令第六一号)

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六條の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

附則 (昭和四四年三月一九日農林省令第九号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四四年一月二〇日農林省令第五一五号)

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四五年三月三一日農林省令第二二二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年六月二日農林省令第三一三号)

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附則 (昭和四六年四月一〇日農林省令第二五五号)

この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

附則 (昭和四七年三月二七日農林省令第一一〇号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年五月一三日農林省令第二九号) 抄

この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廢に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和四七年六月九日農林省令第三八号)

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

附則 (昭和四七年一月二二日農林省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年三月七日農林省令第一二二号)

この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。
附則 (昭和四八年五月二四日農林省令第三七号)

この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

附則 (昭和四八年一月一九日農林省令第七九号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四九年七月二四日農林省令第三一〇号)

この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

1 改正後の植物防疫法施行規則第三十二條第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年一〇月二一日農林省令第四六号)

この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月二五日農林省令第九号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月五日農林省令第三八号)

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二九日農林省令第五三三号)

この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

附則 (昭和五一年六月二日農林省令第二七号)

この省令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一〇日農林省令第一号)

この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二七日農林省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年八月二八日農林水産省令第五五号)

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月四日農林水産省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年五月一日農林水産省令第二五五号)

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附則 (昭和五四年六月三〇日農林水産省令第三六号)

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附則 (昭和五四年九月七日農林水産省令第三九号)

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附則 (昭和五四年一〇月一五日農林水産省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年一月二〇日農林水産省令第五三三号)

この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附則 (昭和五五年四月三日農林水産省令第一二二号)

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附則 (昭和五五年四月一日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年五月二〇日農林水産省令第二二二号)

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。
附則 (昭和五六年三月一六日農林水産省令第六六号)

この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。
附則 (昭和五七年五月二〇日農林水産省令第一九号)

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附則（昭和五十七年七月一五日農林水産省令第二四号）
この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附則（昭和五十七年八月二四日農林水産省令第三一号）
この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

附則（昭和五十七年二月六日農林水産省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年一〇月二九日農林水産省令第四二号）
この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月一日農林水産省令第三三号）
この省令は、昭和六〇年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月二二日農林水産省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年七月一五日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年八月二二日農林水産省令第四一号）
この省令は、昭和六〇年九月一日から施行する。

附則（昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号）
この省令は、昭和六〇年十月二十四日から施行する。

附則（昭和六〇年十一月一日農林水産省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日農林水産省令第一号）
この省令は、昭和六一年二月六日から施行する。

附則（昭和六一年三月二五日農林水産省令第九号）
この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六一年五月一日から施行する。

附則（昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号）
この省令は、昭和六二年三月一日から施行する。

附則（昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三号）
この省令は、昭和六二年十月一日から施行する。

附則（昭和六二年十一月二七日農林水産省令第四一号）
この省令は、昭和六二年十一月三十日から施行する。

附則（昭和六三年二月六日農林水産省令第二二号）
この省令は、昭和六三年二月八日から施行する。

附則（昭和六三年二月二七日農林水産省令第六号）
この省令は、昭和六三年三月一日から施行する。

附則（昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二号）
この省令は、昭和六三年六月二十日から施行する。

附則（昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七号）
この省令は、昭和六三年七月二十日から施行する。

附則（昭和六三年十一月二九日農林水産省令第五七号）
この省令は、昭和六三年十二月五日から施行する。

附則（昭和六三年十二月二八日農林水産省令第六四号）
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（平成元年三月一日農林水産省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三号）
この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附則（平成元年十二月二〇日農林水産省令第四七号）
この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中、「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附則（平成二年三月二〇日農林水産省令第六号）
この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

附則（平成二年三月三〇日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附則（平成二年六月一日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二号）
この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附則（平成三年六月三日農林水産省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中、「広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附則（平成三年七月一七日農林水産省令第三二号）
この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附則（平成四年四月六日農林水産省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中、「高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附則（平成四年五月六日農林水産省令第二四号）
この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附則（平成五年一月二七日農林水産省令第二号）
この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附則（平成五年四月一日農林水産省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附則（平成五年四月一日農林水産省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、蕪糸価格安定法施行規則、蕪糸検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばりがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり等漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふくはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、蕪糸価格安定法施行規則、蕪糸検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばりがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり等漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふくはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式に

よる書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成五年五月二八日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号)

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号)

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則 (平成六年一月一四日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年四月一日農林水産省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則 (平成六年四月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則 (平成六年八月二二日農林水産省令第五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二日農林水産省令第五五号)

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則 (平成七年一月一八日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日農林水産省令第二五五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則 (平成七年四月二四日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年五月一日農林水産省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月五日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年四月一日農林水産省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月九日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月一七日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月三日農林水産省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月一〇日農林水産省令第九号)

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年四月一日農林水産省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月二四日農林水産省令第三二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月一日農林水産省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年九月二六日農林水産省令第六七号)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月二七日農林水産省令第七二二号)

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日農林水産省令第八三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月五日農林水産省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一六日農林水産省令第七七号)

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二五日農林水産省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二四日農林水産省令第三三三号)

この省令は、平成一一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成一一年六月十七日から施行する。

附 則 (平成一一年七月三〇日農林水産省令第五二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年九月六日農林水産省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二七日農林水産省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月三日農林水産省令第九号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年五月三十一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附則（平成十三年一〇月三十一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月二八日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年八月二九日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年一月二八日農林水産省令第二二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月二四日農林水産省令第一三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一月三〇日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一九日農林水産省令第二〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年九月七日農林水産省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年九月二九日農林水産省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成十六年十一月一日農林水産省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年一月二四日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年二月一〇日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附則（平成十七年三月一〇日農林水産省令第二二号）

附則（平成十七年二月二一日農林水産省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則（平成十七年二月一六日農林水産省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年二月二七日農林水産省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年二月一日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月九日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附則（平成十八年四月二一日農林水産省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年六月一日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附則（平成十八年六月二三日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年七月五日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

附則（平成十八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年一月二〇日農林水産省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年一月三〇日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年七月一三日農林水産省令第六二号）

附 則 (平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号)
この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号)
この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一日農林水産省令第七一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一八日農林水産省令第九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月三日農林水産省令第三八号)
この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二九日農林水産省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号)
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月三一日農林水産省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月七日農林水産省令第八号)
この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定(同表を別表一の二とする部分を除く。)は、平成二十四年三月七日から施行する。

附 則 (平成二三年七月八日農林水産省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一〇日農林水産省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号)
この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号)
この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一日農林水産省令第八号)
この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月七日農林水産省令第八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二四日農林水産省令第一二号)
この省令は、平成二六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二四日農林水産省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日農林水産省令第三一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号)
この省令は、平成二八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の改正規定(「Thrips minutissimus」、「Narcissus degeneratiolate」及び「Narellows virus」を削る部分に限る。)、別表一の二の改正規定(「オーストラリア」を削る部分に限る。)、及び別表二の改正規定(「英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)」及び「うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)」を削る部分及び「バナナようちくとう」の下に、「ククミス・デキサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラカルプス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に、「にがうり」を加える部分に限る。)、公布の日

二 別表一の二の改正規定(十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。)、平成二十九年五月二十四日
附 則 (平成二八年六月一日農林水産省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月八日農林水産省令第五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二八日農林水産省令第八〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月一六日農林水産省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月三一日農林水産省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一日農林水産省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日農林水産省令第二六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年七月二九日農林水産省令第二号）

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「ギリシャ及びブラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の改正規定中「トルコ」、「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月三一日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一〇月二四日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月一三日農林水産省令第四号）

この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。

附則（令和元年二月一六日農林水産省令第四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年五月一日農林水産省令第三五号）

この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「Haplorthrips nigricornis」、「Haplorthrips rorobustus」、「Phenacoccus solenopsis」、「Helix aspersa」及び「Grapevine vein necrosis」を削る部分、別表二の改正規定中「エストワティニ」、「北マケドニア共和国」及び「カーボベルデ」を加える部分並びに「スワジランド」、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「北マケドニア共和国」及び「エストワティニ」を加える部分並びに「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

国」及び「スワジランド」を削る部分並びに別表二の改正規定中「北マケドニア共和国」を加える部分及び「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。

附則（令和二年八月五日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年十一月二日農林水産省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二日農林水産省令第八三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月二七日農林水産省令第三三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年五月一〇日農林水産省令第三四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月一九日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月三一日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月二二日農林水産省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年八月八日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年九月三〇日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年十一月一八日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月一日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定 同令別表二の改正規定、同令別表二の付表の改正規定及び同令別表二の改正規定 令和五年八月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年八月一九日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二四日農林水産省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年三月二二日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年九月五日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年十一月三〇日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年四月二二日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月五日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表一（第三条関係）

第一 有害動物

一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物

(一) 節足動物

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Abgrallaspis ag

Bactrocera fraug
 enfeldi (フタスジマンゴ
 ウミバエ)
 Bactrocera lati
 frons (ナスミバエ)
 Bactrocera luzo
 nae
 Bactrocera mcgr
 egori
 Bactrocera neooh
 umeralis (パーキンスミ
 バエ)
 Bactrocera nigr
 otibialis
 Bactrocera ochr
 osiae
 Bactrocera olea
 e (オリブミバエ)
 Bactrocera pass
 iflorae (フィジーミバ
 エ)
 Bactrocera tau
 (セグロウリミバエ)
 Bactrocera tryo
 ni (クインスランドミバエ)
 Bactrocera ubiq
 uita
 Bactrocera umbr
 osa
 Bactrocera xant
 hodes
 Bactrocera zonna
 ta (モモミバエ)
 Bagrada hilaris
 Baileyotherips a
 rizonensis
 Bathycoelia tha
 lassina
 Biston suppress
 aria
 Blisus leucop
 terus (アメリカコバネナガカ
 メムシ)
 Boisea trivitta
 Bactrocera sc
 hwartzii

Braconorynelli
 asparagi
 Brevipalpus chi
 lensis
 Brevipalpus ess
 igi
 Bruchophagus ro
 ddi
 Bruchus lentis
 Cacoecimorpha p
 ronubana
 Cacyreus marsha
 lli
 Calliothrips fas
 ciatus
 Calliothrips ind
 icus
 Calliothrips pha
 seoli
 Calliosobruchus
 analis (アカイロマメゾウ
 ムシ)
 Calliosobruchus
 rhodesianus (ローデ
 シアマメゾウムシ)
 Capitophorus ho
 rni
 Capua intracta
 na
 Carpomya paridal
 ina (バルチスタンウリミバ
 エ)
 Carpophilus obs
 oletus (コゲチャデオキス
 イ)
 Carvedon serrat
 us (モモフトジマメゾウムシ)
 Caulophyllus ory
 zae (コクゾウモドキ)
 Cerataphis brass
 iliensis
 Cerataphis orch
 idearum
 Ceratitidis capit
 ata (チチュウカイミバエ)
 Ceratitidis cosy
 ra

Ceratitidis malga
 ssa (マダガスカルミバエ)
 Ceratitidis punct
 ata
 Ceratitidis rosa
 (ナタールミバエ)
 Ceratothripoides
 brunneus
 Ceroplastes des
 tructor
 Ceroplastes rus
 ci
 Cerotoma trifur
 cata
 Chaetanaphothrip
 sigmipennis
 Chaetocnema pul
 icaria
 Cheirrolasia bur
 kei (ケアシツノカナブン)
 Chillo auricilli
 us
 Chiolloba acuta
 (ツヤケブカハナムグリ)
 Chionaspis pini
 foliae
 Chloridolum alc
 mene
 Chloridolum tho
 msoni
 Chlorocala affri
 cana (キヌホソカナブン)
 Chlorochoerolig
 ata
 Choristoneura c
 onflictana
 Choristoneura e
 vanidana
 Choristoneura p
 hnus pinus
 Choristoneura r
 osaceana (ハスオビハマ
 キ)
 Chromatomyia sy
 ngenesiae
 Chrysobothris f
 emorata (リンゴムツボシ
 タムシ)

Chrysodeixis ch
 alcytes
 Chrysodeixis in
 cludens
 Cinara confinis
 Cinara occidens
 aalis
 Cirsulifer tene
 llus (テンサイヨコバイ)
 Clavigralla ello
 ngata
 Clavigralla tom
 entosicollis
 Clepsis perita
 na
 Clepsis spectra
 na
 Cnephasia jacta
 tana
 Coccotrypes sub
 cribrus
 Cochlochilla bul
 lita
 Cochlicaleyrodus
 caeruleus
 Conotrachelus n
 enuphar (スモゾウム
 シ)
 Copitarisia corr
 uda
 Copitarisia deco
 lora [SYN: Copita
 rsia turbata]
 Cordylomera tor
 rida
 Corizus hyoscy
 a
 Costelytra zeal
 andica
 Craspedothrips
 minor
 Crenidorsum aro
 idephagus
 Cratichne

onतालिस
 Dendroctonus
 ノコクイムシ
 Dendroctonus
 eviscomis (アメリカマツ)
 Dendroctonus
 junctus
 Dendroctonus
 uscinervosus
 Deltoccephalus
 onfusus
 Delottococcus
 ヤベツハナバエ
 Delia radicum (キ)
 Darsineura mali
 Darna triama
 Darna diducta
 (ヒメウリミバエ)
 Dacus ciliatus
 Darna diducta
 Darsineura mali
 Delia radicum (キ)
 ヤベツハナバエ
 Delottococcus
 onfusus
 Deltoccephalus
 uscinervosus
 Dendroctonus
 junctus
 Dendroctonus
 eviscomis (アメリカマツ)
 ノコクイムシ
 Dendroctonus
 onतालिस

Dendroctonus
 nockii (アメリカマツ)
 Dendroctonus
 eudotsugae
 Dendroctonus
 fipennis
 Dendroctonus
 vavans
 Dendroctonus
 ulaeformis
 Desmiphora
 icollis
 Desmothrips
 uicornis
 Diabrotica
 s axillaris
 Diabrotica
 eata
 Diabrotica
 cimpunctata (ジユウ
 イチホシウリハムシ)
 Diabrotica
 pauper
 Diabrotica
 empunctata
 Diaphania
 hyaliniata
 Diaphania
 nitida
 Diaphania
 galis (アメリカウリノメイ
 ガ)
 Diaphorina
 citri
 Diaprepes
 abbre
 viatus
 Diaprepes
 famel
 icus
 Diaprepes
 splen
 glepripis
 Diaprepes
 minutiss
 imus
 Diaprepes
 pusillim
 us
 Diaprepes
 quinques
 pinatus
 Diaprepes
 an
 cyclus
 Diaprepes
 corbettii

Diaprepes
 abbre
 viatus
 Diaprepes
 famel
 icus
 Diaprepes
 splen
 glepripis
 Diaprepes
 minutiss
 imus
 Diaprepes
 pusillim
 us
 Diaprepes
 quinques
 pinatus
 Diaprepes
 an
 cyclus
 Diaprepes
 corbettii
 Diaprepes
 abbre
 viatus
 Diaprepes
 famel
 icus
 Diaprepes
 splen
 glepripis
 Diaprepes
 minutiss
 imus
 Diaprepes
 pusillim
 us
 Diaprepes
 quinques
 pinatus
 Diaprepes
 an
 cyclus
 Diaprepes
 corbettii

Diaprepes
 abbre
 viatus
 Diaprepes
 famel
 icus
 Diaprepes
 splen
 glepripis
 Diaprepes
 minutiss
 imus
 Diaprepes
 pusillim
 us
 Diaprepes
 quinques
 pinatus
 Diaprepes
 an
 cyclus
 Diaprepes
 corbettii
 Diaprepes
 abbre
 viatus
 Diaprepes
 famel
 icus
 Diaprepes
 splen
 glepripis
 Diaprepes
 minutiss
 imus
 Diaprepes
 pusillim
 us
 Diaprepes
 quinques
 pinatus
 Diaprepes
 an
 cyclus
 Diaprepes
 corbettii

Eulecanium tilia
 Eupithecia misse
 Euplatypus comp
 Euplatypus hiant
 Euplatypus parra
 Euprictis chrysis
 Eurydeia ornata
 Eurygaster inthe
 griceps (ムギチャイロカ
 ムシ)
 Euryphagus lun
 Eusceldius var
 Euscapes postfa
 sciatus (イモゾウムシ)
 Euschistus cons
 persus
 Euwallacea dest
 ruens
 Euxestastigmat
 ias
 Ferrisia malvas
 trana
 Formicococcus n
 jalensis
 Frankliniella a
 ustralis
 Frankliniella b
 runnega
 Frankliniella c
 itripes
 Frankliniella f
 allaciosa
 Frankliniella g
 ossypiana
 Frankliniella i
 nsularis
 Frankliniella p
 anamenisis
 Frankliniella s
 chultzzei

Frankliniella t
 ristici
 Frankliniella w
 ulla
 Furcaspis ocean
 ica
 Gatesclarkiana
 domestica
 Genyocerus abdo
 minalis
 Genyocerus born
 ensis
 Genyocerus pend
 leburyi
 Genyocerus spin
 atus
 Gnathotrichus r
 etusus
 Gnathotrichus s
 ulcatus
 Golfofaeacus (エア
 クスタテツノカブト)
 Gonioctena forn
 icata
 Gonipterus gibb
 erus
 Gonipterus scut
 ellatus
 Graphania ustis
 tripha
 Grapholita fune
 brana (スモモヒメハマキ)
 Grapholita prun
 ivora (アメリカリンゴコシ
 ンクイ)
 Graphosoma line
 atum
 Gryllotalpa gry
 llotalpa
 Gynandrosoma a
 urantianum
 Gymnoscelis ruf
 ifasciata
 Halotydeus dest
 ructor
 Haplorthrips anc

Haplorthrips cla
 rissotis
 Haplorthrips fro
 ggatti
 Haplorthrips var
 ius
 Hedyana nubifera
 na
 Helicoverpa pun
 ctigera
 Helicoverpa zea
 (アメリカタバコガ)
 Heliothis vires
 cennis (ニセアメリカタバコ
 ガ)
 Hemiberlesia mu
 sae
 Hemiberlesia oc
 ellata
 Hendecassis dupl
 ifascialis
 Henosepilachna
 elaterii
 Hercinotrips b
 icinctus
 Heterobostrychu
 s aequalis
 Heteronychus ar
 ator
 Hieroglyphus ba
 nian
 Hofmannophylla p
 seudosepretella
 Holotrichia dis
 parilis
 Holotrichia ser
 rata
 Homalodisca vit
 ripennis
 Hordeollicoccus
 nephelii
 Hyadaphis coria
 ndr
 Hyadaphis foeni
 cullis
 Hylesinus aculle

Hylesinus vari
 us
 Hylurgops rugip
 ennisi
 Hypolycaena ery
 lus
 Hypothenemus ha
 mpei
 Insignorthezia
 insignis
 Ips calligraph
 us
 Ips concinnus
 Ips grandicoll
 is
 Ips latidens
 Ips montanus
 Ips peribat
 us
 Ips pin
 us
 Ips sexdentatus
 Ips trident
 us
 Ipsotenes misera
 na
 Keiferia lycope
 rsicella
 Lambdina fisce
 larida
 Lepidosaphes ch
 inensis
 Lepidosaphes eu
 rythlidon
 Lepidostarsa de
 cemlineata (コロラド
 ハムシ)
 Leptoglossus cl
 ypealis
 Leptoxyleborus
 punctatissimus
 Leucopholis irr
 orata
 Leucopholis lep
 idophora
 Lilioceris lil
 licornis
 Limothrips angu

L i m o t h r i p s c e r e
 L i m o t h r i p s d e n t
 L i c o r n i s
 L i n d i n g a s p i s r o
 L i r i o m y z a b e t a e
 L i r i o m y z a l a n g
 L i r i o m y z a n i e t z
 L i s t r o n o t u s o r e
 g o n e n s i s (ニンジソウ
 ムシ)
 L y g u s b r a d l e y i
 L y g u s e l i s u s
 L y g u s h e s p e r u s
 L y g u s l i n e o l a r i
 s (サビイロカスミカメ)
 L y g u s s h u l l i
 L y m a n t r i a o b f u s
 c a t a
 M a c r o p l e c t r a n a
 r a r i a
 M a c r o s i p h u m h e l
 l e b o r i
 M a c r o s i p h u m r o s
 a e
 M a l a c o s o m a a m e r
 i c a n u m (アメリカオビカレ
 ハ)
 M a l a c o s o m a d i s s
 t r i a
 M a l a c o s o m a p a r a
 l l e l a
 M a m e s t r a c o n f i g
 u r a t a
 M a n d u c a q u i n q u e
 m a c u l a t a
 M a n d u c a s e x t a
 M a r a s m i a p a t t n a l
 i s
 M a y e t i o l a d e s t r
 u c t o r (ヘシアンバエ)
 M e g a l u r o t h r i p s
 s j o s t e d t i
 M e g a s t i g m u s t r a
 n s v a a l e n s i s

M e g y m e n u m b r e v i
 M e l a n a g r o m y z a h
 M e l a n a s p i s g l o m
 M e r a t a
 M e l a n o p l u s b i v i
 M e l a n o p l u s s a n g
 M e l a n o t u s c o m m u
 n i s
 M e l a n t h r i p s f u s
 c u s
 M e l o l o n t h a m e l o
 l o n t h a
 M e r o p h y a s d i v u l
 s a n a
 M e s o p l a t y s c i n c
 t a
 M e t c a l f a p r u i n o
 s a
 M e t o p o l o p h i u m f
 e s t u c a e
 M e y r r i c c i a l a t r o
 M i c r o t h e c a o c h r
 o l o m a
 M i t r a s t e t h u s b a
 r i d i o i d e s
 M o c i s l a t t i p e s
 M o n a c r o s t i c h u s
 c i t r i c o l a (シトロミ
 バエ)
 M o n a r t h r u m f a s c
 i a t u m
 M o n a r t h r u m m a l i
 M o n o c h a m u s s c u t
 e l a t u s
 M o n o n y c h e l l u s t
 a n a j o a
 M u r g a n t i a h i s t r
 i o n i c a
 M y t h i m n a u n i p u n
 c t a (アメリカキョトウ)
 M y z u s c y m b a l a r i
 a e
 N a c o l e i a o c t a s e
 m a

N a p o m y z a c i c h o r
 N a u p a c t u s l e u c o
 l o m a (シロヘリクチブソウ
 ムシ)
 N a u p a c t u s x a n t h
 o g r a p h u s
 N e i d e s m u t t i c u s
 N e o c e r a t t i t i s c y
 a n e s c e n s
 N i p a e c o c c u s n i p
 a e
 N o c t u a p r o n u b a
 N o m a d a c r i s s e p t
 e m f a s c i a t a
 N y s i u s h u t t o n i
 N y s i u s r a p h a n u s
 O c t a s p i d i o t u s a
 u s t r a l i e n s i s
 O e b a l u s i n s u l a r
 i s
 O e d a l e u s s e n e g a
 l e n s i s
 O l i g o n y c h u s p e r
 u v i a n u s
 O m p h i s a a n a s t o m
 o s a l i s (サツマイモメイ
 ガ)
 O n c a s t i c h u s g o u
 g h i
 O p o g o n a a u r i s q u
 a m o s a
 O p o g o n a o m o s c o
 p a
 O r c h a m o p l a t u s m
 a m a e f e r r u s
 O r g a n o t h r i p s i n
 d i c u s
 O r g y i a l a n t i q u a
 O r g y i a l e u c o s t i
 g m a
 O r g y i a p s e u d o t s
 u g a t a
 O r p h a n o s t i g m a a
 b r u p t a l i s
 O r s e o l i a o r y z a e
 (イネノシントメタマバエ)

O r t h o s i a c e r a s i
 O r t h o s i c u s c a
 e l t h o t o m i c u s e r
 O r t h o t o m i c u s e r
 o s u s
 O r y c t e s a g a m e m n
 o n
 O r y c t e s b o a s
 O r y c t e s m o n o c e r
 o s
 O s t r i n i a n u b i l a
 l i s
 O t i o r h y n c h u s a r
 m a d i l l o
 O t i o r h y n c h u s m e
 r i d i o n a l i s
 O t i o r h y n c h u s o v
 a t u s (イチゴクチブソウ
 ムシ)
 O t i o r h y n c h u s r u
 g o s o s t r i a t u s
 O t i o r h y n c h u s s a
 l i c i c o l a
 O t i o r h y n c h u s s i
 n g u l a r i s
 O u l e m a m e l a n o p u
 s (クビアクビソウハムシ)
 O x o p l a t y p u s q u a
 d r i d e n t a t u s
 O x y c a r e n u s h y a l
 i n i p e n n i s
 O x y c a r e n u s l u c t
 u o s u s
 P a c h n o d a b u t a n a
 [SYN: Pachnoda
 a b u t a n a]
 P a c h n o d a i n t e r r
 u p t a
 P a g i o c e r u s f r o n
 t a l i s
 P a m m e n e f a s c i a
 n a
 P a n c h a e t o t h r i p
 s i n d i c u s
 P a n d e m i s c e r a s a
 n a

Rastrococcus ic
 eryoides
 Rastrococcus in
 vadenis
 Retithrips syri
 acus
 Rhachisphora al
 ishanensis
 Rhagoletis cera
 si (ヨーロッパアウトウミバ
 エ)
 Rhagoletis cing
 ulata (シロオビアウトウミ
 バエ)
 Rhagoletis comp
 leta (クルミミバエ)
 Rhagoletis faus
 ta (クロアウトウミバエ)
 Rhagoletis indii
 ferrens (セイブアウトウ
 ミバエ)
 Rhagoletis pom
 nella (リンゴミバエ)
 Rhizophorothrip
 s cruentatus
 Rhopalosiphoni
 us staphyleae
 Rhopalus tigrin
 us
 Riportus denti
 pes
 Rivula atimeta
 Saissetia vivip
 ara
 Saperda candida
 (リンゴシロスジカミキリ)
 Saturnia pavon
 ia
 Saturnia pyri
 Scapanes austra
 lis 「SYN. Oryctea
 australis」 (バブ
 アミツノカブト)
 Schistocerca gr
 egaria
 Schizotetranych
 us malayanus

Sciopithes obsc
 urus
 Scirtothrips au
 ranti
 Scirtothrips ci
 tri
 Scirtothrips in
 ermisis
 Scolytopa austr
 alis
 Scolytus mult
 triatus (セスジキクイム
 シ)
 Scolytus rugulo
 sus (リンゴガワノキクイム
 シ)
 Scolytus scolyt
 us (ヨーロッパレノキクイム
 シ)
 Scolytus ventra
 lis
 Scotinophara co
 arctata
 Scyphophorus ac
 upunctatus
 Selenaespidus ar
 ticultus
 Selenomphalus e
 ryae
 Semanotus ligne
 us
 Semanotus litig
 iosus
 Sinicaepermenni
 a sauropphaga
 Sinoxylon anale
 Sinoxylon conig
 erum
 Siphia flavava
 Siphia maydis
 Siphianta acuta
 Sittobion fragar
 ia
 Sittobion lutem
 us
 Sittobion dicsoidem
 us
 Sitiona humeral
 is

Sitophilus gran
 arius
 Sittophilus line
 aris
 Sittococcus mam
 illariae
 Sittosistilus fe
 stinus
 Spodoptera albu
 pla
 Spodoptera erid
 ania
 Spodoptera frug
 iperda (ツマジロクサヨト
 ウ)
 Spodoptera lat
 fasciata
 Spodoptera lit
 oralis
 Spodoptera ochr
 ea
 Spodoptera orn
 ithogalli
 Spodoptera prae
 fica
 Stenoma catenif
 era
 Stenozygum col
 ratum
 Strategus aloeu
 s (アロエウスミツノカブトム
 シ)
 Strategus anach
 oreta
 Strategus barbi
 gerus
 Strategus jugur
 tha
 Strategus sim
 on
 Strategus valid
 us
 Striglinaschita
 Strymon coriand
 ri

Tagozodes orizi
 colus
 Taphorochus bi
 color
 Tenothrips disc
 olor
 Tenuipalpus cau
 datus
 Tenuipalpus rha
 gicus
 Tetranychus des
 ertorum
 Tetranychus lam
 bi
 Tetranychus mal
 aysiensis
 Tetranychus mar
 tanae
 Tetranychus mex
 icanus
 Tetranychus pac
 ificus
 Tetranychus tur
 kistani
 Tetrarriorocera l
 ongiicornis
 Thaumetopoea pi
 tyocampa
 Thrips angustic
 eps
 Thrips atratus
 Thrips austral
 is
 Thrips florum
 Thrips fuscipe
 nis
 Thrips imagnis
 Thrips madorii
 Thrips major
 Thrips meridion
 alis
 Thrips nelsoni
 Thrips obscurat
 us
 Thrips parvispi
 nus

<p>、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、イス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>果 Scoly tus multistriatus (セスジキイムシ)に侵されていないこと (Scolytus multistriatus (セスジキイムシ)について消毒を行った場合を含む)。</p>
<p>四 インド、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチ</p>	<p>果 Scoly tus multistriatus (セスジキイムシ)に侵されていないこと (Scolytus multistriatus (セスジキイムシ)について消毒を行った場合を含む)。</p>
<p>六 大韓民国、中華人民共和国 (香港を除く)</p>	<p>ア、ジョージア、イス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア</p> <p>五 モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、イス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポ</p> <p>輸出国の政府機関により行われた Scolytus (ヨーロッパニレノキイムシ)を発見するため適切と認められる方法による検査の結果</p>
<p>八 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オ</p>	<p>以下この表において同じ。</p> <p>の用に供するもの並びにすいか、ペポかぼちや及びゆうがの生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p> <p>えんどう、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの</p> <p>法又は核酸の塩基配列を検出するために適切な方法による検査の結果 Zucchi ni mgre ntle mot irus に侵されていないこと</p> <p>輸出国の政府機関により行われた次の検査</p>
<p>九 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、セルビ</p>	<p>の並びにえんどう及び生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p> <p>の結果 B ro ad bea n t r u e s (ソラマメトウルモザイクウイルス)を発見するために適切な方法による検査</p> <p>二 適切な血清学的診断法による検査</p> <p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Xiphin dex (ブドウオオハリセンチュウ)</p>

<p>十、インド、台湾、中華人民共和國、パキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギスタ、クロアチア、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ラトビア</p>	<p>ア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アメリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア</p>	<p>えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>ぜのき属植物、なす属植物、ばら、まつ属植物及びびみかん属植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) を発見するたに適切と認められる方法による検査の結果 Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>	<p>ア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>十二、インド、台湾、中華人民共和國、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリヤ、ウクライナ、英国、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク</p>	<p>十一、イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア</p>	<p>エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスパーリ、ケンタウリウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクス、トニア・インペルフ、オリアタ、ニラクス、ストニ</p>	<p>シトロフオリーチ、ユネカラ、ミクロレモン、トラフ植物、からたち属植物、きん植物、きん植物、セベリニア属植物及びびみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>
<p>十三、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>	<p>ア・セロテ、イナ及びブナクス、ストニア、ペル、オリアタの生植物(果実を除き、種子を含む)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>								
<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Fusarium oxysporum f. sp. pisiv. (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと</p>										
<p>認められる方法による検査の結果 Apinosa morio (ナラ類) にお</p>	<p>認められる方法による検査の結果 Apinosa morio (ナラ類) にお</p>										

地域	別表二(第九条関係)	十五 全ての	第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品(中古のものに限る)	れ病菌)に侵されていないこと。	
		地域	府機関により行われた検査の結果土又は植物残さがな	いこと。	
一 イエメン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、ウクライナ、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシヤ、クロアチヤ、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、	アキ、アコカントラ・オツボシテイフオリア、アコカントラ・シンペリ、アジマ・テトラカシタ、アポカド(付表第六十、第六十四、第七十、第七十二及び第七十九に掲げるものを除く)、あめだまのき、アルタボトリ	ス・モンテイロアエ、アンテイデスマ・ウエノスム、ウイクストロエミア・フィリレイフオリア、エウクレア・デイウイノルム、エケベルギア・カペンシス、オクシアンツス・ザングエバリクス、オピリア・アメンタケア、オリブ、オールスパイス、オレア・ウツデアアナ、カシューナツツ、カツシネ・シユヴァインフルテイアナ、キウイフルツ、きばなき	植物	備考 (対象とす) る疫有 害動 植物)	植物

ボルトガル、マルタ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、アフリカ、パミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクスアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島(キューバ及びドミニカ共和国を除く)、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア(タスマニアを除く)、ハワイ諸島

ようちくとう、きんぎょ、ククミス・ディブサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルバ、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ぎくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがり、はてるまぎり、ハルベフィルム・カツフルム、フィリキウム・デキビエンス、フェイジョア、プテア・エリオスカタ、ブレイア・カピタタ、フラゲラリア・グイネンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペテイオラリス、ポポー、ポリスファエリア・パルウイフオリア、マメルリンド、モノドラ・グランディデイエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリテイアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、インゲン属植物、ウァンクエリア属植物、かき属植物(付表第

四十一に掲げるものを除く)、カリツサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしりょう属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、ぶやくだん属植物、ちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く)、もちのき属植物、ももたま属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるもの

二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国(香港を除く)。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミヤンマー、ラオス、オマーン、アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガナ、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コトジボール、コモロ、コン	かんきつ類(げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん(かんきつ)属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。)(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く)、あかぎ、アキ、アザディアラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパド、アポカド(付表第八十九に掲げるものを除く)、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アラフオリウム、アルタバトリス・シアメシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムエスターハウテイ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロロテイサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルネンシギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、う	を除く)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く)の生果実	群 種	エ 種	ミ 種	x 種	l 種	m 種	c 種	s 種	i 種	e 種	s 種	s 種	l 種	s 種	o 種	r 種	c 種	r 種	c 種	B 種
--	--	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

ゴ共和国、コ ンゴ民主共和 国、ザンビア、 シエラレオネ、 ジンバブエ、 スーダン、赤 道ギニア、セ ネガル、タン ザニア、チャ ド、中央アフ リカ共和国、 トーゴ、ナイ ジェリア、ナ ミビア、ニジ エール、ブル キナファソ、 ブルンジ、ベ ナン、ボツワ ナ、マイヨツ ト、マダガス カル、マラウ イ、マリ、南 アフリカ共和 国、モザンビ ーク、モーリ シャス、モー リタニア、リ ベリア、ルワ ンダ、レユニ オン、スリナ ム、フランス 領ギアナ、オ ーストラリア 領クリスマス 島、パプアニ ューギニア、 ハワイ諸島、 フランス領ポ リネシア、ミ クロネシア	どんげのき、ウバリ ア・カマエ、ウバリ ア・グランディフロ ラ、エクスコエカリ ア・アガロカ、エラ エオカルプス・ハイ グロフィルス、おう ぎやし、おおいたび、 おおばいぬびわ、お おばらいちご、おき なわずめうり、オ クレイナウクレア・ メイソグイ、オビ リア・アメンタケア、 おらんだいちご、オ リーブ、カカオノキ、 カシューナッツ、が じゆまる、カツパリ ス・セビアリア、カ ツパリス・トメント サ、からすうり、キ オナンツス・パーキ ンソニー、キサント フィルム・アモエヌ ム、キサントフィル ム・フラウエスケン ス、キシメニア・ア メリカナ、きばなき ようちくとう、きゆ うり、きんきじゆ、 ククルビタ・アルギ ロスベルマ、ゲネツ ム・グネモン、グメ リナ・エリプティカ、 グメリナ・フィリッ ペンシス、グリコス ミス・ペンタフィラ、 クリソバラヌス・イ カコ、くろつぐ、く ろみのおきなわず めうり、ケドロステ イス・ヒルテラ（付 表第七十四に掲げる ものを除く）、コッ キニア・グランディ ス、こみのくろつぐ、 コルディア・ミクサ、
---	---

コルディア・ピンナ ータ、ごれんし、コ ロシントウリ（付表 第六十六に掲げるも のを除く）、ざくろ、 さとうやし、サバ・ コモレンシス、サ バ・セネガレンシス、 サラカやし、さるか けみかん、サントー ル、シトロフォーチ ユネラ・ミクロカル バ、しようべんのか、 しろだも、すいか、 スクレロカリア・ピ レア、スコエフィ ア・フラグランシス、 せいようかぼちや （付表第六十七に掲 げるものを除く）、セ ルティス・テトラ ンドラ、たいへいよう ぐるみ、たぶのき、 ダイレニア・オボバ タ、デスモス・キネ ンシス、テトラクト ミア・マジユス、て りはぼく、てんじく いぬかんこ、てんに んか、とうぐわ、と かどへちま（付表第 七十五に掲げるもの を除く）、トマト、 トリファシア・トリ フォリア、ナウクレ ア・オリエンタリス、 ながばのごれんし、 なつめやし、なんよ うざくら、にがうり、 ねぐるもも、ねじれ ふさまめのき、ハエ マトスタフィス・パ ーテリ、はくさんぼ く、パツカウレア・ ラケモサ、バツカウ レイカ・ラミフロラ、 パイヤ（付表第一、	コルディア・ピンナ ータ、ごれんし、コ ロシントウリ（付表 第六十六に掲げるも のを除く）、ざくろ、 さとうやし、サバ・ コモレンシス、サ バ・セネガレンシス、 サラカやし、さるか けみかん、サントー ル、シトロフォーチ ユネラ・ミクロカル バ、しようべんのか、 しろだも、すいか、 スクレロカリア・ピ レア、スコエフィ ア・フラグランシス、 せいようかぼちや （付表第六十七に掲 げるものを除く）、セ ルティス・テトラ ンドラ、たいへいよう ぐるみ、たぶのき、 ダイレニア・オボバ タ、デスモス・キネ ンシス、テトラクト ミア・マジユス、て りはぼく、てんじく いぬかんこ、てんに んか、とうぐわ、と かどへちま（付表第 七十五に掲げるもの を除く）、トマト、 トリファシア・トリ フォリア、ナウクレ ア・オリエンタリス、 ながばのごれんし、 なつめやし、なんよ うざくら、にがうり、 ねぐるもも、ねじれ ふさまめのき、ハエ マトスタフィス・パ ーテリ、はくさんぼ く、パツカウレア・ ラケモサ、バツカウ レイカ・ラミフロラ、 パイヤ（付表第一、
--	--

第十一及び第十二に 掲げるものを除く）、 はまいぬびわ、はま びわ、パラミグニ ア・アンダマニカ、 パリナリ・アナメン シス、ひようたんの き、ひろはふさまめ のき、びわ、びんろ うじゆ、フアグラエ ア・ケイラニカ、フ アグラエア・ラケモ サ、フィクス・エリ ゴドン、フィクス・ オットニーフォリア、 フィクス・グロッツ ラリオイデス、フィ クス・コンカテイア ン、フィクス・ヒス ピダ、フィクス・ペ ンジャミナ、フィサ リス・ミニマ、フェ イジョア、フラク ルテイア・ルカム、 ブレインニア・ラケモ サ、ブレオニア・キ ネンシス、ヘイネ ア・トリジュガ、へ ちま（付表第七十六 に掲げるものを除く ）、ペポかぼちや （付表第六十八に掲 げるものを除く）、ベ ルノキ、ポリアルテ イア・ロンギフォリ ア、ホリガルナ・ク ルツィー、まるばち しやのき、まるめる、 マンメア・シアメン シス、ミクソピル ム・スマラキフォリ ウム、ミクロコス・ トメントサ、めじろ ほおずき、メロン、 ももたまな、モモル ダイカ・パルサミナ、 やえやまあおき、や	第十一及び第十二に 掲げるものを除く）、 はまいぬびわ、はま びわ、パラミグニ ア・アンダマニカ、 パリナリ・アナメン シス、ひようたんの き、ひろはふさまめ のき、びわ、びんろ うじゆ、フアグラエ ア・ケイラニカ、フ アグラエア・ラケモ サ、フィクス・エリ ゴドン、フィクス・ オットニーフォリア、 フィクス・グロッツ ラリオイデス、フィ クス・コンカテイア ン、フィクス・ヒス ピダ、フィクス・ペ ンジャミナ、フィサ リス・ミニマ、フェ イジョア、フラク ルテイア・ルカム、 ブレインニア・ラケモ サ、ブレオニア・キ ネンシス、ヘイネ ア・トリジュガ、へ ちま（付表第七十六 に掲げるものを除く ）、ペポかぼちや （付表第六十八に掲 げるものを除く）、ベ ルノキ、ポリアルテ イア・ロンギフォリ ア、ホリガルナ・ク ルツィー、まるばち しやのき、まるめる、 マンメア・シアメン シス、ミクソピル ム・スマラキフォリ ウム、ミクロコス・ トメントサ、めじろ ほおずき、メロン、 ももたまな、モモル ダイカ・パルサミナ、 やえやまあおき、や
--	--

ぶにつけい、やまも も、ゆうがお（付表 第六十九に掲げるも のを除く）、らんば い、ランブータン、 りゆうがん（付表第 七十七に掲げるもの を除く）、りんご、 れいし（付表第十三 第十四及び第七十一 に掲げるものを除く ）、レピサンテス・ テトラフィラ、レピ サンテス・ルビギノ サ、わんび、あかた ねのき属植物、かき 属植物、カリツサ属 植物、ぐみ属植物、 コーヒーノキ属植物、 さくら属植物、とう がらし属植物、とけ いそう属植物、なし 属植物、なす属植物、 なつめ属植物（付表 第六十三に掲げるも のを除く）、にんめ んし属植物、ばしよ う属植物（成熟して いないバナナの生果 実を除く）、ばんじ ろう属植物、ばんの き属植物、ばんれい し属植物、ひいらぎ とらの属植物、ヒ ロセレウス属植物 （イエローピタヤ並 びに付表第五十二及 び第五十五に掲げる ものを除く）、ふくぎ 属植物（付表第四十 に掲げるものを除く ）、ぶどう属植物 （付表第三十二及び 第五十四に掲げるも のを除く）、ふともも 属植物、マンゴウ属 植物（付表第十五か	ぶにつけい、やまも も、ゆうがお（付表 第六十九に掲げるも のを除く）、らんば い、ランブータン、 りゆうがん（付表第 七十七に掲げるもの を除く）、りんご、 れいし（付表第十三 第十四及び第七十一 に掲げるものを除く ）、レピサンテス・ テトラフィラ、レピ サンテス・ルビギノ サ、わんび、あかた ねのき属植物、かき 属植物、カリツサ属 植物、ぐみ属植物、 コーヒーノキ属植物、 さくら属植物、とう がらし属植物、とけ いそう属植物、なし 属植物、なす属植物、 なつめ属植物（付表 第六十三に掲げるも のを除く）、にんめ んし属植物、ばしよ う属植物（成熟して いないバナナの生果 実を除く）、ばんじ ろう属植物、ばんの き属植物、ばんれい し属植物、ひいらぎ とらの属植物、ヒ ロセレウス属植物 （イエローピタヤ並 びに付表第五十二及 び第五十五に掲げる ものを除く）、ふくぎ 属植物（付表第四十 に掲げるものを除く ）、ぶどう属植物 （付表第三十二及び 第五十四に掲げるも のを除く）、ふともも 属植物、マンゴウ属 植物（付表第十五か
--	--

<p>三 オーラスト ラリア(タス マニアを除く)、ニューカ レドニア、パ プアニューギ ニア、フラン ス領ポリネシ ア</p>	<p>から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実</p>	<p>ら第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実</p>
		<p>B a t e o r c r a i o r r e o t n y t a e o t (クイ ラン ドミ ン ス イ バエ)</p>

<p>だちとうがらし、きばなきようちくとう、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくろ、サラシア・キネンシス、サントール、しまほおずき、ジャボチカバ、シロサボテ、すもも、せいようかりん、セメカルプス・アウストラリソシス、ダウイドソニア・ブルリエンズ、てりはぼんじろう、てりはぼく、とうがらし、トマト、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、パイイ、ばらみつ、バリエントニア・アジアティカ、バリントニア・エドウリス、バリントニア・カリプトラタ、ばんじろう、ばんのき、びわ、ファグラエア・グラシリペス、フアレリア・クロデンドロン、フィクス・パンケリアナ、フェイジョア、アシデイルム・アクタングルム、アシデイルム・ギネンセ、プランコニア・カレヤ、ブレリオギニウム・チモリエンセ、べにすもも、ポウロウマ・セクロピフオリア、ボメティア・ピンナタ、マクルラ・ボミフェラ、まるめる、ミロバランすもも、メロドルム・ライヒハル</p>	<p>だちとうがらし、きばなきようちくとう、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくろ、サラシア・キネンシス、サントール、しまほおずき、ジャボチカバ、シロサボテ、すもも、せいようかりん、セメカルプス・アウストラリソシス、ダウイドソニア・ブルリエンズ、てりはぼんじろう、てりはぼく、とうがらし、トマト、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、パイイ、ばらみつ、バリエントニア・アジアティカ、バリントニア・エドウリス、バリントニア・カリプトラタ、ばんじろう、ばんのき、びわ、ファグラエア・グラシリペス、フアレリア・クロデンドロン、フィクス・パンケリアナ、フェイジョア、アシデイルム・アクタングルム、アシデイルム・ギネンセ、プランコニア・カレヤ、ブレリオギニウム・チモリエンセ、べにすもも、ポウロウマ・セクロピフオリア、ボメティア・ピンナタ、マクルラ・ボミフェラ、まるめる、ミロバランすもも、メロドルム・ライヒハル</p>	<p>だちとうがらし、きばなきようちくとう、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくろ、サラシア・キネンシス、サントール、しまほおずき、ジャボチカバ、シロサボテ、すもも、せいようかりん、セメカルプス・アウストラリソシス、ダウイドソニア・ブルリエンズ、てりはぼんじろう、てりはぼく、とうがらし、トマト、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、パイイ、ばらみつ、バリエントニア・アジアティカ、バリントニア・エドウリス、バリントニア・カリプトラタ、ばんじろう、ばんのき、びわ、ファグラエア・グラシリペス、フアレリア・クロデンドロン、フィクス・パンケリアナ、フェイジョア、アシデイルム・アクタングルム、アシデイルム・ギネンセ、プランコニア・カレヤ、ブレリオギニウム・チモリエンセ、べにすもも、ポウロウマ・セクロピフオリア、ボメティア・ピンナタ、マクルラ・ボミフェラ、まるめる、ミロバランすもも、メロドルム・ライヒハル</p>
--	--	--

<p>四 インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、バキスタン、パングラデシュ、東ティモール、フィリピン、グアタマ、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、</p>	<p>テイ、もも、やえやまあおき、ランブータン、りゆうがん、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしりよう属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、ばんれいし属植物、ぶどう属植物(付表第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二に掲げるものを除く)、ももたまな属植物、ユীগニア属植物、りんご属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実</p>	<p>テイ、もも、やえやまあおき、ランブータン、りゆうがん、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしりよう属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、ばんれいし属植物、ぶどう属植物(付表第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二に掲げるものを除く)、ももたまな属植物、ユীগニア属植物、りんご属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実</p>
		<p>B a t e o r c r a i o r r e o t n y t a e o t (ウ ミ エ バ リ)</p>

<p>五 インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以</p>	<p>アフリカ、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、ネパール、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>サ、ソラヌム・アエテイオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロパツム、ソラヌム・マクロカールボン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいいおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィイルム、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パイイヤ(付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く)、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、ヒロセレウス属植物(イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く)及びマンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く)の生果実</p>
		<p>C a l n m p a d l e o o i y (コ ド リ ガ)</p>

下この表において同じ。)	第三十四に掲げるものを除く。)の生果実並びにくるみ属植物の生果実及び核子(付表第二十六に掲げるものを除く。)
カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、チャゴス諸島、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、グアイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリウズ、メキシコ、オーストラリア、オーストラリア、領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、

シウキモ(ア) s i a i r f s l C
ムゾドリ u r c m o a y

ミクロネシア、メラネシア	七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ノーフォーク島、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリナ、ウズベキスタン、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、エストニア、オランダ、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、イスラエル、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、シ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ
あざみ属植物、さつまいも属植物及びひるが属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	あざみ属植物、もうす科植物の生茎葉	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	
E s s e u	(イ) u a c a t o e e s e	(ジ) m c t i o n u r y c y	L i e e s a o i p L i m c d a r t n t e

ト・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、エストニア、オランダ、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、イスラエル、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、シ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	あかぎ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部		
a n t e	(コ) a a n t e	(シ) h a d o	G o r d b l

イラン、トルコ、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリナ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、イスラエル、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイ			
---	--	--	--

ウチセスモガ(ジ) s s e h o s
ユントシイ i n i c t

リア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、ルワンダ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ナす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部
---	----------------------------------

G o o p a e l a r d b l (ジヤ) ヲチセスロモガ
ユントシシイ d l a r d b l

ルウエー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フオークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ニュージーランド	ナす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二、第四十七及び第六十二に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実
--	--

P r o o e n r a o s t a a (タ) とコバ
菌と病

国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、プエルトリコ、ブラジル、ペネズエラ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア（タスマニアを除く。）	アボカド、アルファルファ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつとうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パイナップル、ピヌス・エリオッテイ、ペポかぼちゃ、メロン、らっかせい（さやのない種子を除く）、リーキ、れいし、アンズリューム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く）、パンソウ属植物、ふだんそう属植物及びみか
---	--

R o p d R (カ) u i p r i u o p d R
ウチセグネキ
ユンリモツ

十四 イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、欧州、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	十五 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国	地下部 ん科植物の生植物のおおむぎ属植物、こむぎ属植物、らいこむぎ属植物の茎葉（つと、こもその他これらに準ずる加工品を含む。付表第二十八及び第三十三において「むぎわら」という。）並びにかもじぐさ属植物の茎葉（付表第二十八及び第三十三に掲げるものを除く。）	M o c r s d a o t y (ハシ) a e l i e a n l B a a s a o a i a e z r i n l B a a
---	-------------------	--	--

D t h n l t (イ) s g a s h n l t D
ネキネ (イ) s t u n u c e y i 菌) ラミイ e v t s e z r i n l B a a

ラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	イヤ(付表第八十四に掲げるものを除く。)、びわ、フェイジヨア、まるきんかん、マンゴウ(付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。)、もも、もまたまな、かき属植物、きいちご属植物(付表第八十二に掲げるものを除く。)、コーヒノキ属植物、すのき(こけもも)属植物(付表第八十三に掲げるものを除く。)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物(付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	十九 アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	二十 エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パ
ナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	ママーリンゴ、まるめ、マンゴウ(付表第八十七に掲げるものを除く。)、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。)、の生果実	二十一 エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	h e t a A a p r s n
ママーリンゴ、まるめ、マンゴウ(付表第八十七に掲げるものを除く。)、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。)、の生果実	二十二 アメリカ合衆国(フロリダ州に限る。)、西インド諸島、フランス領ギアナ	アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしよがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、もまたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレ	i n r h e t a A s d a g a p r s n
アセロラ、アビウ、アラビアコーヒル、インガ・エドウルス、インガ・ベルティナ、カシューナッツ、カリオカル・グラブルム、カリコルプス・モリツジアヌス、カニボマネシア・コルニフォリア、くだものつけい、コウマ・ウテイリス、コガネモンビン、こすたりかばんじろう、ごれんし、すいしよがき、スウィートオレンジ(付表第八十六に掲げるものを除く。)、スポンゲイアス・ドウルキス、たちばなあでく、デリオスピロス・デジンナ、てりはばんじろう、ナンセ、バカバヤシ、パイヤ、パラハンコルニア・アマバ、ばらみつ、ばんじろう、プシディウム・アクタウグルム、プシディウム・グイネンセ、プシディウム・ケンネデイヤヌム、プシディウム・サルトリアヌム、プシディウム・ラルオツデアヌム、ベルキア・グロツスラリオイデス、ベルキア・デイクトマ、ベルキア・ペンタメラ、ポウテリア・トルタ、まれいふとも	二十三 エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしよがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、もまたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレ	a n p u h e t a A s e s s a p r s n
も、マンゴウ(付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。)、モンビン、ユーゲニア・ステイビタタ、ユーゲニア・リグストリナ、ユーゲニア・ルスクナテイヤナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実	付表 一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五 エスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 六 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシヤムテ種及びパレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィートイ、ボメロ、レモン並びにオアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	t i t h e t a A a r s a p r s n	b a

七 オーストラリアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八 スペインから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルステイアーナ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

九 削除

十 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるボンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十一 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十二 フイリピンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十三 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十五 フイリピンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十六 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十七 タイから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十七 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実

二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実

三十一 フランスから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるゴールデンデリシヤス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十二 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十五 削除

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるせいようすもも及びにほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十八 チリから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるグレイプフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラテ種及びワシントンネーブル種のものに限る）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマールコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十 タイから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十一 イスラエルから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトリアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二 ベルギーから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十三 ブラジルから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるケント種及びトミアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十五 イタリアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるばれいしよの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十七 メキシコから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実

四十八 インドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、パンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアンスリウム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十 マレーシアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十一 コロンビアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトミニアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるヒロセレウス・ウ

ンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十三 ベルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマングウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス属植物(ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマングウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグロブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカッチュー種のマングウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるところがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどうめんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十五 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントウりの生果実

六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかぼちやの生果実

六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペボかぼちやの生果実

六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実

七十 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のいんどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十二 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十三 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十四 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるケドロステイス・ヒルテラの生果実

七十五 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるところがらしの生果実

七十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるへちまの生果実

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十八 モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう(ウイティイス・ウイニフェラに限る)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるぶどう属植物の生果実

八十一 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

八十二 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実

八十三 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるすのき(こけもも)属植物の生果実

八十四 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるパイヤの生果実

八十五 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十六 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウイトオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマングウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十八 アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしやうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く)及びユージェニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十九 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

九十 アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしやうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く)及びユージェニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

九十一 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

地域	植物	基準
一 アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)	アルファルファ、おおせんなり、さつまいも、しるばなようしゅちようせいあさひがお、せいらまめ、こだちとま、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、おいひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
二	1 の検査証明書又はそ	2

<p>ニ、インド、中華人民共和(香)港を除く。以下この表において同じ、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オランダ、</p>	<p>メキシコ、ニュージールランド、ノーフーク島</p> <p>物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実</p>
<p>属植物の生茎葉</p>	<p>Bactericocckerelliを発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Bactericocckerelliに侵されてい(Barcericocckerelli)について消毒を行った場合は、その旨を(含む)が特記されていること。</p>
<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していなことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>カザフスタ、ジョージア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ</p> <p>三、アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グ</p>
<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Bactericocckerelliに侵されてい(Barcericocckerelli)について消毒を行った場合は、その旨を(含む)が特記されていること。</p>
<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していなことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>いんげんまめ、キノア、さつま芋、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしよ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゅうり属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>四、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>アルファアルファ、おらんだいちご、さつまいも、たまねぎ、ばれいしよ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>五、アイスランド、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、スイス、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラルア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ</p> <p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していなことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>おおみのつるこけも、せいよはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、しきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>

、ポーランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	アボカド、カシユーナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものつけい、げつけいじゆ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクニス・センペルウイレ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつきつ属植物、コーヒークキ属植物、なやなぎ属植物、ばら属植物、ばららしい属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて裁	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
--	---	---	---

共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラガ、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス、領ギアナ、ベネズエラ、ペリーズ、メキシコ、オーストラリア、領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	いんげんまめ、しまほおずき、しろばなようし、ゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにしほおずき及びトマトの生果実	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
--	---	---	---

ジャバリア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チヤネル諸島、オーストラリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベネチア、ポーランド、スニア、ヘルツェゴビナ、バルトナ、モルドガ、モルド	の写しには、栽培地において Tuta absoluta (トマトタバガ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tuta absoluta (トマトタバガ) に侵されることが特記されていること。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
---	---	---	---

バ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリア	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンテイヤ・フルテイヤ、ヨロロツパシラかんば、ロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
--	---	---	---

<p>九、大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバ</p>	<p>しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>と認められる方法による検査が行われ、かつ、Meloidogyne chitwoodi (コロンビアネコブセンチュウ)に侵されてないことが特記されることがあること。</p>
<p>キア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポロニア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、エジプト、カーボベルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてHeterodera schachtii (テンサイシストセンチュウ)を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Heterodera schachtii (テンサイシストセンチュウ)を添付してあること。</p>	<p>イスリストセンチュウ)に侵されていること</p>
<p>十一、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン</p>	<p>アトリプレクx・コンフレクティフオリア、いんげんまめ、オプンティア、トルテイスピナ、オプンティア</p>	<p>十、インドネシア、英国、オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド</p> <p>アスパラガス、いろはもみじ、おらんたいち、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかなば、リーキ、ロステウム及びロステウム及びの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてMeloidogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ)を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Meloidogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ)を添付してあること。</p>
<p>十二、インド、インドネシア、シガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国</p>	<p>アボカド、うこん、エビプレムム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シヤミツソニア、クプレツス・マクロカルパ、ケロシヤ・ニテイダ、ココヤシ、さといも、さとうきび、しようが、しようかな、だ</p>	<p>、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p> <p>フラギリス、おらんたふうろ、きゆうり、サルソラ・カリ、しるざ、すべりひゆ、だいこん、てんにんぎく、とうがらし、トマト、はまびし、ばらもんじん、ばれいしょ、ペボかぼちや、ほうきぎ、ほうれんそう、マミラリア・ビビパラ、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてNacobbus aberrans (ニセネコブセンチュウ)に侵されていないことが特記されていること。</p>

オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポロランド、ウガンダ、エジプト、アチオビ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コトジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、パナマ、ジャマイカ、スリ	トマト、なす、ばれいしよ、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよう属植物、ぼしよう属植物、フィロデンドロン属植物、ブセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいしよう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビウス属植物及びアンスリウム属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	の写しには、栽培地において Radop holius similia (バナナナス) を発見するため適切な認められる方法による検査が行われ、かつ、Radopholius similia (バナナナス) に侵されていないことが特記されていること。
--	--	--

十三、インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア	ナム、セントビンセント、ルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード、トバゴ、ニカラガア、パナマ、ブルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニューエ、ニューカレドニア、ノーフーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	あき、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコヒー、アングステイフ、オリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロビウム・コントルティシクウム、オエケクラデス・オルマ	1 輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していることを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあ
---	--	--	--

、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアタマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア	シア・ホシエイ、ガシヨマン、カリステモス・ウイミナリス、キヤツサバ、きゆうり、きんぎよう、くずうこん、くちなし、クレロデンドラム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくき、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマニアヌス、こせんだんぐさ、さきげ、さつまいも、さんたんか、しまつなそ、しまほおずき、しようじよう、しようじようぼうく、じよおうやし、シロギニアヤム、しるこやまも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクソカルボン、ソラントラ・マクシマ、だいざ、たばこ、たまさんご、だんごぼろぎく、つるむらさき、テイボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、がら、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、な	るものであること。2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において Meloidogyne olobbiter を発見するため適切な認められる方法による検査が行われ、かつ、Meloidogyne olobbiter に侵されていないことが特記されていること。
---	--	--

十四、インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ	アエスクルス・カリフォルニア、あかつゆ、アルクトスタフィロイディアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリブ、かき、キッスス・ヒポグラウカ、グメリ	1 輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していることを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写し
--	---	--

、ギブロス、ギリシヤ、スイス、スロバキア、セルビア、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ナ・ライヒハルデイ、こしようぼく、こぼのしな、ぎくろ、スロバキア、セルビア、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	を添付してあるものであること。2. 1の検査の写しには、栽培地において Eutypa lata を発見するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Eutypa lata に侵されてい記されていること。
---	---	---

十五、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブラタン、香港、ロシア、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、ガナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、ペナン、南アフリカ共和国、モザンビーク	ロニケラ・アルバゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ひとつばえにしだ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1. 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。2. 1の検査の写しには、栽培地において Phyllostictia carpari を発見するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Phyllostictia carpari に侵されてい記されていること。
---	---	---

十六、アイランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなてん、ウアツキニウム・ミルティウス、せいやうきづた、せいやうちのき、せいやうひいらぎ、せいやうひらぬぎ、チエリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、モンテレーまつ、ヨーロッパバグリー、ロイデス、あせい属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、つらじ属植物、ドリミス属植物、ひいらぎなんでん属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1. 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。2. 1の検査の写しには、栽培地において Phyllostictia carpari を発見するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Phyllostictia carpari に侵されてい記されていること。
-------------------------	---	--

十七、ベトナム、アイランド、イタリア、英国、英領島、オランダ、ギリシヤ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	ときみずき、ノトリトカルブルス、デンシフロア、シマニゲア、ひめつるにちちそう、ロフオスフェルト、コンフェルト、アズアム、タム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクタスタフィロプス属植物、アルプツス属植物、いすのき属植物、いちいん属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、おりう属植物、かえで属植物、	樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1. 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。2. 1の検査の写しには、栽培地において Phyllostictia carpari を発見するたに適切と認められる方法による検査が行われること。二. 生植物以外については、撰氏七十一度以上で七十分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。
--	---	---	---

かなめもち属植物、かばのみ属植物、がまぎみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きょうちくとう属植物、くすのき属植物、くまし属植物、くり属植物、グリセリア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなるうばい属植物、ケアンツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、シヨワジ属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つ	培地において Phytoperthoratum を発見するために適切なと認められる方法による検査が行われること。 二 生植物以外については、撰氏七十一度以上で七十分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。
--	---

つじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つもとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんざく属植物、とちのき属植物、とねり属植物、とねりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロットイア属植物、はんのき属植物、ばんれいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、ま	
---	--

十八、イラコ、トルコ、アイラ、インド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア	んざく属植物、みずき属植物、めぐせ属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、ゆりご属植物及びりんご属植物及びりんねそう属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く)及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確か
--	---	--

十九、インド、ネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国	ア、オランダ、北マケドニア共和国、ギリシヤ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいよかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン並びにゆうがのおの生植物(果実を除き、種子を含む)であつて栽培の用に供するもの	め、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、 Ophiostoma ovobolus sp. nov. を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Ophiostoma ovobolus sp. nov. に侵されてないことが特記されていること。
--	---	--	--

<p>アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>二十、イスラエル、トルコ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン</p>	<p>の写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Accidovora nax av enae s ubsp. citrul li (スイカ果実汚斑細菌病菌)に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 栽培地において Accidovora nax av enae s ubsp. citrul li (スイカ果実汚斑細菌病菌)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p> <p>二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>	<p>セルビア、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島</p> <p>ちとまと、しまほおずき、しやろく、しろぎ、セロリー、ソラヌム・ウンベリウム、ソラヌム・エラエアグニフオリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、いんじん、ばれいしよ、フアロピア・コンウォールス、ヘラクレス・スフォルム・イリウム及びやえむぐら属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関による検査が行われ、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次の措置が行われ、かつ、P</p>	<p>た検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>1 輸出国の政府機関による検査が行われ、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>seu dom onas yri ngae p v. diae b i ova r 3</p>	<p>二、花粉以外の生植物については、Pseudomy n as y r i n g a e p v. diae b i ova r 3</p>	<p>ごま、せいようわさび、セロリ、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関による検査が行われ、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Spiroplasma citri に侵されていないことが特記されていること。</p>		

、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ

ち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンピフォリア、アルビジア・ユリブツシン、アルブツス・ウネド、アレクトリオス・エクスケルアンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウイキアナ、ウイブルヌム・テイヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・プランタギネウム、エスカロニア・モンテビデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファアルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・フアリノサ、おおあざみ、おきなわずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガナム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲ

る旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、X y l e s t i d i o s a に侵されていないことが特記されていること。

ンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファスキクラタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ピアリスタツス、カロケフアルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、グレヴィレア・ユニペリナ、クロトン・セテイゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらうちようか、こせしうぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、コリノカルプス・ラエウイガツス、コロニア・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルツラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シンシブルウム・イリオ、ジャカラランダ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろぎ、しんくりのいが、シンフィオトリウム・デイウアリカツム、すずめ

のかたびら、すべりひゆ、スペルモセ・ラテイフォリア、せいばんもろこし、せいようきつた、せいようきようちくとう、せいようたんぼぼ、せいやめした、セタリア・マグナ、ソフォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライテイイ、たわだぎく、チャルパ・タシュケンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、デイトトリキア・ウイソコサ、テウクリウム・カピタツム、テダまつ、どくにんじん、とげちしや、なすな、なつつばき、なはかのこそう、なんてん、ネブツニア・ルテア、のりうつき、はいきんぼうげ、はうちわのき、はぜらん、パツシフロラ・フォエティダ、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえんじゆ、はりまつり、パルテニウム・ヒステロフォルス・エレクタ、

ピスタシオノキ、ヒボカエリス・ブラシリエンシス、ひめいらくさ、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふくわばもくげんじ、プテリデイウム・アクイリナム、ぶな、フラングラー・アルヌス、ヘテロテカ・グランディフロラ、ヘテロメレス・アルブテイフォルア、ほそばめはじぎ、ホホバ、マーガレット、マルウア・パルウイフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかぎ、むぎくさ、むくろじ、むらさきはしどい、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコペ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリツサ・オツフィキナリス、メレミア・マクロカリクス、モディオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンテイアストルム・リネアレ、モンテイア・リネアリス、やつで、やぶち

よるぎ、ユーゲニア・ミルティフオリア、ユニペルス・アシエイ、ゆりのき、ラヴァテラ・クレイカ、ラレイダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきさきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンテイリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおぼこ属植物、おおふともも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうろ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、

カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサフラ属植物、サルビア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき(こけもも)属植物、ストレプトカルパス属植物、スバルテイウム属植物、

物、せいようひるが属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、ディモルフオテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なす属植物、なすめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バツカリス属植物、はなぞお属植物、はまあかぎ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたご属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆれア属植物、フオルミウム属植物、ぶたくさ

<p>二十四 インド、中華 人民共和國 、パキスタ ン、バング ラデシュ、 アフガニス タン、イス ラエル、イ ラン、トル コ、イタリ ア、ウクラ</p>	<p>属植物、ぶどう 属植物、ふよう 属植物、ブラキ グロツティス属 植物、ペカン属 植物、ヘーベ属 植物、ペラルゴ ニウム属植物、 ヘリクリスム属 植物、ヘンルー ダ属植物、まつ むしそう属植物、 まめぐんばいな ずな属植物、ミ オポルム属植物、 みかん属植物、 みちやなぎ属植 物、むかしよも ぎ属植物、メガ シルスス属植物、 めひしば属植物、 もくれん属植物、 もちのき属植物、 やなぎ属植物、 ユーカリノキ属 植物、よもぎ属 植物、ラウアン ドゥラ属植物、 ルピス属植物 及びわすれぐさ 属植物の生植物 (種子及び果実を 除く。)であつて 栽培の用に供す るもの</p>
<p>ア、ウクラ コ、イタリ ラン、トル ア、ウクラ ナリス、アボ レクス・セミ 並びにアトリ 用供するもの であつて栽培 ア属植物の種 よ及びベチュ ラデシュ、 アフガニス タン、イス ラエル、イ ラン、トル コ、イタリ ア、ウクラ</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し</p>

<p>二十五 中華人民共和 国、イスラ エル、シリ ア、トルコ 、アイルラ ンド、イタ リア、英国</p>	<p>イナ、英国 、オースト リア、オラ ンダ、カザ フスタン、 ギリシャ、 クロアチア 、スペイン 、スロベニ ア、チェコ 、ドイツ、 フランス、 ペラルーシ 、ベルギー 、ポーラン ド、マルタ 、モンテネ グロ、ロシ ア、ウガン ダ、エジプ ト、ガーナ 、ケニア、 ナイジェリ ア、アメリ カ合衆国、 コスタリカ 、ドミニカ 共和国、ベ ネズエラ、 ペルー、メ キシコ、オ ーストラリ ア、ニュー ジーランド</p> <p>ド、いぬほおず き、おおせんな り、こだちとま ど、コニザ・ポ ナリエンシス、 しまほおずき、 ストレプトソレ ン・ジェイムソ ニー、せんなり ほおずき、ソラ ヌム・アングイ ビ、ソラヌム・ コアグラナス、 ソラヌム・ダシ ソイルム、ソラ ヌム・ラントネ ッテイ、たま さんご、つるは ななす、とうが らし、トマト、 パラゴムノキ、 はりなすび、ば れいしよ、ペピ ーノ、ラゴデイ ア・エレマエア、 カリブラコア属 植物、ケストル ム属植物、スト レプトグロッサ 属植物、ダツラ 属植物、ダリア 属植物、ブルグ マンシア属植物 及びペチュニア 属植物の生植物 (種子及び果実を 除く。)であつて 栽培の用に供し 得るもの</p> <p>を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 核酸の塩基配 列を検出する ために適切と 認められる方 法による検査 が行われ、か つ、Potato tuber virus (ジャガイモ やせいもウイ ロイド)に侵 されてい ないことが特記さ れていること。</p>
<p>二十六 タイ、ベトナ ム、イタリ</p>	<p>、オースト リア、オラ ンダ、キプ ロス、ギリ シャ、スイ ス、スウェ ーデン、ス ペイン、チ エコ、デン マーク、ド イツ、ハン ガリー、フ ランス、プ ルガリア、 ベルギー、 ポーランド 、リトアニ ア、カナリ ア諸島、南 アフリカ共 和国、モロ ッコ、アメ リカ合衆国 、カナダ、 エクアドル 、チリ、ペ ルー、メキ シコ、ニュ ージーラン ド</p> <p>フミレ、きだち たばこ、けちよ うせんあきが お、コニザ・アル ビダ、シシンブ リウム・イリオ 、せいようたんぼ 、ディプロタ クシス・エルコ イデス、トマ ト、パツシア・ス コバリア、ばれ いしよ、ピプタ テイルム・ムル ティフルム、ひ ろが、お、ペ ビーノ、ほんき とあかさ、め ほうき、モリカ ンディア・アル ウエンシス、よ うしゆきだち るりそう、リコ ペルシコン・ク メリ、エレウス スキー、リコ ペルシコン・ パルウイフ ロム、おおば こ属植物、オ ノボルドウム 属植物、ぎし ぎし属植物、 コロノプス 属植物、せい ようひるが お属植物、 ぜにあお い属植物、 のげし属 植物及び ひゆ属植物 の生植物 (種子及び 果実を除く 。)であつ て栽培の 用に供し 得るもの</p> <p>め、又は信 ずる旨を記 載した検査 証明書又は その写しを 添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又は その写しに は、適切な 血清学的診 断法又は核 酸の塩基配 列を検出す るために適 切と認めら れる方法に よる検査が 行われ、か つ、Peppi no virus に侵されて いないこと が特記され ていること。</p>
<p>二十七 インド、イン ドネシア、 スリランカ 、パキスタ ン、エジプ ト、カメル ーン、モー ダン、モー ッコ、アメ リカ合衆国 、ガイアナ 、キュンバ 、ジャマイ カ、トリニ ダード、プ エルトリコ</p>	<p>ア、英国、 デンマーク 、ドイツ、 フランス、 マリ、アメ リカ合衆国 、カナダ、 コスタリカ</p> <p>に供するもの 並びにグロ キシニア (シーマニ ア)・ギムノ ストマ、グ ロキシニア (シーマニ ア)・ネマン トデス、グ ロキシニア (シーマニ ア)・ブル ブラスケン ス、コルム ネア・エリ トロファエ ア、ソラヌ ム・ストラ モニーフオ リウム、ト うがらし、 トマ、ネマ タンツス・ ウエツツ テイニ、ブ ルンフェル シア・ウ ンドウラタ の生植物 (種子及び 果実を除く 。)であつ て栽培の 用に供し 得るもの</p> <p>かつ、その 検査の結果 検査有害動 植物が 付着してい ないことを 確かめる こと。 2 1の検査 証明書又は その写しに は、適切な 血清学的診 断法又は核 酸の塩基配 列を検出す るために適 切と認めら れる方法に よる検査が 行われ、か つ、Colu mnea virus に侵されて いないこと が特記され ていること。</p>
<p>二十八 インドネシア 、イスラエ ル、イタリ ア、オース トラリア、 オランダ、 クローチア 、スロベニ ア、ドイツ 、フィンラ ンド、フラン ス、ベルギ ー、ポーラ ンド、ガー ナ、コート ジボワール 、セネガル 、チュニジ ア</p>	<p>トマトの種子 であつて栽培 の用に供す るもの並 びにストレ プトソレン ・ジェイ ムソニー、 ソラヌム ・ラントネ ッテイ、た まさんご、 つるはな なす、トマ ト、ケスト ルム属植物 及びブルグ マンシア属 植物の生植 物(種子及 び果実を除 く。)であ つて栽培の 用に供し得 るもの</p> <p>栽培地にお いてSphae rotum mefaciens (カンキツ 類てんぐ 果病菌)を 発見するた めに適切と 認められる 方法による 検査が行わ れ、かつ、 Sphaero poma faciens (カンキツ 類てんぐ 果病菌)に 侵されてい ないことが 特記されて いること。</p> <p>1 輸出国の 政府機関に よる発行さ れ、かつ、 その検査の 結果検査有 害動植物が 付着してい ないことを 確かめる こと。 2 1の検査 証明書又は その写しに は、核酸の 塩基配列を 検出するた めに適切と 認められる 方法による 検査が行わ れ、かつ、 Tomato virus</p>

<p>三十一、タイ、ベトナム</p>	<p>二十九、インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト、なす、ひめつるにちちそめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関による発行され、</p>	<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>to calapi unt vi roid に侵され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>三十一、カナダ、メキシコ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにソラヌム・カルディオフォルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>三十二、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシヤ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイッ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポルギー、ボスニア・ヘルツェゴビ</p>	<p>いんげんまめ、ささげ及びだいずの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato plant roid に侵されていないことが特記されていること</p>	<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>ナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、ザンビア、チュニジア、モーリシヤス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア</p>
<p>三十三、インド、パキスタン</p>	<p>あわ、こむぎ、しこくびえ、とうもろこし及びらつかせいの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし及びらつかせいの生植物（種子及び果実を除く）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>られる方法による検査が行われ、かつ、Curto bium flaccidum (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)に侵されていないことが特記されていること</p>	<p>1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>un t p v i</p>

<p>三十四、タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>rus に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめること。</p>
<p>三十六 全 ての地域</p>	<p>ア、エチオピア、モロッコ、リビア、わまめ及びそれら（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>め、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>三十七 インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ</p>	<p>とうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato worm frugit rus に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>三十八 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、デンマーク</p>	<p>せいようまゆみ、ながばくこ、よしゆいぼた、さくら属植物、しなのき属植物及びしもつけ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>れていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>

三十五 イタリヤ、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポランド、アルジェリア

えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげん、まめ、えんどう、そばなのうち

いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びに、いぬほおずき、ウエロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぼぼ、ソラム・エラエラ、グニフオリウム、トマト、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、マルウア・パールウイフロラ、みなとあかさ及び

rus (ウメ輪紋ウイルス)を発見するために適切な方法による検査が行われ、かつ、Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)を発見するために適切な方法による検査が行われ、かつ、Plum

<p>ツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラル、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ</p>	<p>とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>viruses (ウメ輪紋ウイルス)に侵されたいないことが特記されていること。</p>									
<p>四十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー</p>	<p>テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシント、とうもろこし及びびさとうきび属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。 2 1の検査証明書又はその写しには、</p>	<p>栽培地において Clavibacter michiganensis ssp. brascae (トウモロコシ葉枯細菌病菌)に侵されたいないことが特記されていること。</p>									
<p>、ボリビア、メキシコ</p>	<p>とうがらし及びトマトの種子で、あつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、さだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなす</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確か</p>	<p>の写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Plantwise antibiotics stewardship (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)に侵されたいないことが特記されていること。 一 栽培地において Panthea stewartsii ssp. stevensii (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)を発見するため適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1601 231 1742"> <p>その子の検査</p> </td> <td data-bbox="236 1601 359 1742"> <p>遺伝子の断</p> </td> <td data-bbox="363 1601 534 1742"> <p>検査の区分</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 1749 231 1899"> <p>検査</p> </td> <td data-bbox="236 1749 359 1899"> <p>遺伝子診</p> </td> <td data-bbox="363 1749 534 1899"> <p>検査の内容</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 1906 231 2087"> <p>減菌機</p> </td> <td data-bbox="236 1906 359 2087"> <p>核酸増幅器</p> </td> <td data-bbox="363 1906 534 2087"> <p>機械器具その他の設備</p> </td> </tr> </table>	<p>その子の検査</p>	<p>遺伝子の断</p>	<p>検査の区分</p>	<p>検査</p>	<p>遺伝子診</p>	<p>検査の内容</p>	<p>減菌機</p>	<p>核酸増幅器</p>	<p>機械器具その他の設備</p>	<p>別表二の三(第三十一条の三関係) 検査の区分 植物の栽培地における検査 機械器具その他の設備 一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備</p>	<p>別表二の四(第三十一条の三関係) 検査の区分 消毒に関する検査 機械器具その他の設備 一 保護具 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備</p>	<p>ラジル、メキシコ の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの め、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato lemons virus に侵されたいないことが特記されていること。</p>
<p>その子の検査</p>	<p>遺伝子の断</p>	<p>検査の区分</p>										
<p>検査</p>	<p>遺伝子診</p>	<p>検査の内容</p>										
<p>減菌機</p>	<p>核酸増幅器</p>	<p>機械器具その他の設備</p>										

他の高度の技術を要する検査

地域	植物又は指定物品	別表三(第三十五条の二、第三十五条の四関係)	検査の区分	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	線虫検査	病原性検査	徴診断による病	裁培検定又は植物への接種	微生物学的検査	診断	血清学的	三 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
					一 顕微鏡	二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 減菌器	二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 恒温器	二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	三 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	

論島	北緯二十度以北	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	カニツグニ	ウバリ
論島	北緯二十度以北	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	カニツグニ	ウバリ

論島	北緯二十度以北	アエグロブシス・チヴァリア・シオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グアラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャパタ、クリメニア・ポリアンダラ、ゲツキツ、コルディア・ミクサ、サルカケミカ	ミジンミ	ミジンミ
----	---------	---	------	------

地域	別表四(第三十五条の二、第三十五条の五関係)	植物又は指定物品	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	トマト、パイヤ、ピーマン、ポンカン及びマンゴウの生果実	ミカンコミバエ	
二 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	いんげん、まめ、トマテ、にがうり、ネットメロン、パイヤ、ピーマン及びマンゴウの生果実	ウリミバエ	
三 北緯二十九度十一分以南の南西諸島(大東諸島を含む。)、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ	

四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む、津堅島、久米島、奥武島(沖縄県島尻郡久米島町)及びオーハ島を除く)、小笠原諸島	五 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)	根	さつまいもの生塊	アリモドキゾウムシ
--	-------------------------	---	----------	-----------

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
四時間	四時間	四時間	四時間	四時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
三時間	三時間	三時間	三時間	三時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
三時間	三時間	三時間	三時間	三時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
三時間	三時間	三時間	三時間	三時間

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
三時間	三時間	三時間	三時間	三時間

別表五(第三十五条の六関係) 備考
 1 くん蒸中は、かくはん装置で庫内のガスをかくはんし、ガス濃度の均一化を図る。
 2 ポンカンの生果実の臭化メチルくん蒸は、採果後七日以上経過したものについて行う。
 3 パパイアの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一四〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。
 4 ネットメロンは、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫内の温度を四時

蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭	蒸んくルチメ化臭
〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五	〇〇度二五
三時間	三時間	三時間	三時間	三時間

別表六(第三十五条の七関係) 備考
 間度三一度から四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。
 9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。
 10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。
 11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。

ネガレンシス、イクソ
 ラ・ジャワニカ、イクソ
 ラ・マクロテイルサ、い
 ちじくぐわ、いぬびわ、
 イルビンギア・ガボネン
 シス、イルビンギア・マ
 ラヤナ、うどんげのき、
 ウバリア・カマエ、ウバ
 リア・グランデイフロラ、
 エクスコエカリア・アガ
 ロカ、エラエオカルプ
 ス・ハイグロフィルス、
 おおぎやし、おおいたび、
 おおばいぬびわ、おおば
 らいちご、おきなわず
 めうり、オクレイナウク
 レア・メインゲイイ、オ
 ピリア・アメンタケア、
 カカオノキ、カシユーナ
 ツツ、カッパリス・セビ
 アリア、カッパリス・ト
 メントサ、からすうり、
 キオナンツス・パーキン
 ソニー、キサントフィル
 ム・アモエヌム、キサン
 トフィルム・フラウエス
 ケンス、キシメニア・ア
 メリカナ、きばなきよう
 ちくとう、きゆうり、き
 んきじゆ、ククルビタ・
 アルギロスペルマ、グネ
 ツム・グネモン、ゲメリ
 ナ・エリプテイカ、ゲメ
 リナ・フィリッペンシス、
 グリコスミス・ペンタフ
 イラ、クリソバラヌス・
 イカコ、くろみのおきな
 わすめうり、コツキニ
 ア・グランデイス、こみ
 のくろつぐ、コルディ
 ア・ミクサ、コルディ
 ラ・ピンナータ、さとう
 やし、サバ・コモレンシ
 ス、サバ・セネガレンシ
 ス、サラカやし、さるか
 けみかん、シトロフォ
 チュネラ・ミクロカルバ、

しょうべんのき、しろだ
 も、すいか、スクレロカ
 リア・ビレア、スコエフ
 イア・フラグランシス、セ
 ルティス・テトランドラ、
 たぶのき、ディレニア・
 オボバタ、デスマス・キ
 ネンシス、テトラクトミ
 ア・マジユス、てんじく
 いぬかんこ、てんにんか、
 とうぐわ、トリファシ
 ア・トリフォリア、ナウ
 クレア・オリエンタリス、
 ながばのごれんし、なん
 ようざくら、にがうり、
 ねぐるもも、ねじれふさ
 まめのき、ハエマトスタ
 フィス・バーテリ、はく
 さんぼく、バツカウレ
 ア・ラケモサ、バツカウ
 レア・ラミフロラ、パバ
 イヤ、はまいぬびわ、は
 まびわ、パラミグニア
 アンダマニカ、パリア
 リ・アナメンシス、ひよ
 うたんのき、ひろはふさ
 まめのき、フアグラエ
 ア・ケイラニカ、フアグ
 ラエア・ラケモサ、フィ
 クス・エリゴドン、フィ
 クス・オットニーフオリ
 ア、フィクス・グロツス
 ラリオイデス、フィク
 ス・コンカテイアン、フ
 イクス・ヒスピダ、フィ
 クス・ペンジャミナ、フ
 イサリス・ミニマ、フェ
 イジョア、フラクールテ
 イア・ルカム、ブレイン
 ア・ラケモサ、ブレオニ
 ア・キネンシス、ヘイネ
 ア・トリジュガ、ベルノ
 キ、ポリアルティア・ロ
 ンギフォリア、ホリガル
 ナ・クルツイー、まるば
 ちしやのき、まるめろ、
 マンメア・シアメンシス、

二北十緯 以南 諸島 (大東島、 諸島、 を含む)	ミクソピルム・スミラキ フオリウム、ミクロコ ス・トメントサ、めじろ ほおずき、メロン、モモ ルデイカ・バルサミナ、 やえやまあおき、やぶに つけい、らんばい、レピ サンテス・テトラフィラ、 レピサンテス・ルビギノ サ、かき属植物、ぐみ属 植物、さくら属植物、な し属植物、なす属植物、 ばし属植物、成熟し ていないバナナの生果実 を除く。)、ばんのき属植 物、ひいらぎとらのお属 植物、マンゴウ属植物 (マンゴウを除く。)、なつ め属植物、とけいそう属 植物、あかてつ科植物、 ふともも属植物、ばんれ いし属植物、ふくぎ属植 物、とうがらし属植物 (ピーマンを除く。)、あか たねのき属植物、コーヒ ーノキ属植物、にんめん し属植物、ばんじろう属 植物、ランサ属植物、ヒ ロセレウス属植物(イエ ローピタヤを除く。)、ぶ どう属植物、カリッサ属 植物、ユーゲニア属植物、 リカーニア属植物及びロリ ニア属植物の生果実 さつまいも属植物、あさ がお属植物及びひるがお 属植物の生葉及び生塊 根等の地下部(さつまい もの生塊根を除く。)	イモゾウ ムシ
--	---	------------

四北十緯 以南 諸島 (大東島、 諸島)	小笠原諸島 三北十緯 以南 諸島 (大東島、 諸島、 宮古群島 及び八重 山群島を 除く)	うり科植物の生果実(と うがん、すいか、かぼち や、ネットメロン及びに がうりの生果実を除く。) 及びその生葉並びにア デニア・ホンダラ、アン ノナ・セネガレンシス、 いぬびわ、いぬほおずき、 おおいたび、おおぶどう ほおずき、カシユーナツ ツ、きだちとうがらし、 きまめ、きんぎんすび、 くだものとけい、こだち とまと、ごれんし、ささ げ、スウイートオレンジ、 ストリクノス・スピノサ、 ソラヌム・アエティオピ クム、ソラヌム・アング イビ、ソラヌム・セツシ リフロラム、ソラヌム・ トリロバツム、ソラヌ ム・マクロカルボン、ソ ラヌム・リンナエアヌム、 だいおうなすび、たまさ んご、テトラステイグ マ・レウコスタフィルム、 とうがらし(ピーマンを 除く。)、なす、なつめ、 ばんじろう、ふじまめ、 ももたまな、やんばるな すび、マンゴウ属植物 (マンゴウを除く。)、及び ヒロセレウス属植物(イ エローピタヤを除く。) の生果実 おおばまあさがお、あ さがお属植物、さつまい も属植物及びひるがお属 植物の生葉及び生塊根 等の地下部(さつまいも の生塊根を除く。)	ウリミバ エ シ アリモド キゾウム
----------------------------------	--	---	--------------------------------

ドを含む)	Pepper chat fruit Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス) Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイルス) Tomato apical stunt viroid Tomato brown rugose fruit virus Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイルス) Tomato leaf curl New Delhi virus Tomato mottle mosaic virus Balansia oryzae sativae (イネミイラ穂病菌)、Xanthomonas oryzae pv. oryzaicola (イネ条斑細菌病菌) その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの
(四) その他	Balansia oryzae sativae (イネミイラ穂病菌)、Xanthomonas oryzae pv. oryzaicola (イネ条斑細菌病菌) その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの
別表九(第三十五条の十三関係)	
第一 有害動物	
Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ) Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群) Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ) Ceratitis capitata (チチュウカイミバエ) Cydia pomonella (コドリンガ) Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ) Euscepes postfasciatus (イモゾウムシ)	
第二 有害植物	
Candidatus Liberibacter africanus (カンキツグリーニング病菌アフリカ型)	

別表十(第四十条関係)	寄主植物又は有害動植物 宿主植物	第一 有害動物	一 アスパラガス 二 いちご 三 いね	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類 イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロコバエ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ及びフタオビコヤガハダニ類	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類 アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類 アブラムシ類及びモンシロチョウ アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類 ナカジロシタバ アブラムシ類 カンシヤコバネナガカメムシ及びメイチュウ類 アブラムシ類 アブラムシ類	十四 だいこん 十三 すいか 十二 さとうきび 十一 さと 十 さつま 九 きゅうり 八 キヤベツ 七 きく 六 かんきつ 五 かき 四 おうとう 三 いね	十五 だいず 十六 たまねぎ 十七 ちや 十八 トマト 十九 ながいも 二十 なし 二十一 なす 二十二 ねぎ 二十三 はくさい 二十四 はす 二十五 ばれいしよ 二十六 ピーマン 二十七 ぶどう 二十八 ほうれんそう 二十九 もも 三十 りんご 三十一 レタス 三十二 なす 三十三 ばら科植物	アブラムシ類、吸水性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシクイガ アザミウマ類 アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバエ、ハダニ類及びハマキムシ類 アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類 アブラムシ類 アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類 アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類 アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ アブラムシ類 ハスクビレアブラムシ類、アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ アブラムシ類 アザミウマ類 アブラムシ類 シンクイムシ類及びハダニ類 シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類 アブラムシ類 ナスミバエ クビアカツヤカミキリ
-------------	---------------------	---------	---------------------------	---	--	---	--	---

第二 有害植物	一 いちご 二 いね 三 うめ 四 えんどう 五 おうとう 六 かき 七 かんきつ 八 キウイフルーツ 九 きく 十 キヤベツ 十一 きゅうり 十二 さつま 十三 だいず 十四 たまねぎ 十五 ちや 十六 てんさい 十七 トマト 十八 なし 十九 なす 二十 にんじん 二十一 ねぎ	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウガ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌 稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、綿葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌 かいよう病菌及び黒星病菌 萎ちよう病菌 炭疽病菌 かいよう病菌、黒点病菌及びそうか病菌 かいよう病菌 白さび病菌 菌核病菌及び黒腐病菌 うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌 基腐病菌 紫斑病菌 白色疫病菌及びべと病菌 炭疽病菌 褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌 赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌 うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌 黒葉枯病菌 黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
---------	---	--

第三十四 対象植物を定めるもの	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウガ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ
第一 有害植物	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌 稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、綿葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌 かいよう病菌及び黒星病菌 萎ちよう病菌 炭疽病菌 かいよう病菌、黒点病菌及びそうか病菌 かいよう病菌 白さび病菌 菌核病菌及び黒腐病菌 うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌 基腐病菌 紫斑病菌 白色疫病菌及びべと病菌 炭疽病菌 褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌 赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌 うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌 黒葉枯病菌 黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌

二十二 ばれ いしよ	疫病菌
二十三 ビー マン	うどんこ病菌
二十四 ぶ ど	晚腐病菌、灰色かび病菌及び べと病菌
二十五 むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及 びさび病菌類
二十六 もも	せん孔細菌病菌
二十七 りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八 レ タス	菌核病菌及び灰色かび病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

<p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p> <p>（表）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>	<p>（裏）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>
--	---

第二号様式（第七条関係）

<p>（表）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>	<p>（裏）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>
---	---

<p>（表）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>	<p>（裏）</p> <p>1. 疫病菌</p> <p>2. うどんこ病菌</p> <p>3. 晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌</p> <p>4. 赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類</p> <p>5. せん孔細菌病菌</p> <p>6. 黒星病菌及び斑点落葉病菌</p> <p>7. 菌核病菌及び灰色かび病菌</p>
---	---

第三号様式（第七条関係）

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____
Date of Issue: _____
This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act.
In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.
Item: _____
Quantity: _____
Name and Address of the person who obtained the permit: _____
Name and Address of the shipper: _____
Remarks: 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____
2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

SUB-STATION
BRANCH

DESTINATION: _____
PLANT PROTECTION STATION
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN

あて先: _____ 支 所
_____ 出積所

Remark: The content of this package is a designated import prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.

注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所まで送付願います。

備考 輸入禁止品の各額包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチメートル×横16センチメートル以上）とすること。

第三号の二様式（第七条関係）

(輸入禁止品輸入許可指図書)

農林省報告番号 _____ 番 号
_____ 品名
_____ 品名
_____ 品名

年 月 日 日付で申請のあった下記の輸入禁止品の輸入は、下記の条件を付して許可する。

年 月 日 _____ 農林水産大臣

記

1 輸入禁止品
2 条件

第三号の三様式（第七条関係）

輸入禁止品検査等命令書

_____ 年 月 日
_____ 農林水産大臣

植物防疫法第 _____ 条第 _____ 項の規定により下記のとおり することを命ずる。

輸入禁止品（輸入・利用）許可指図書
輸入禁止品の品名
数量
処分すべき理由
処分すべき措置
処分の確保及び方法

第四号様式(第十条関係)

植物、輸入禁止品等輸入検査申請書


_____ 年 月 日 _____ 住 所
_____ 氏 名

植物防疫官	_____
積 載 (機) 名	_____
入 港 年 月 日	_____
輸 出 産 名	_____
送 出 産 名	_____
荷 送 人 住 所 氏 名	_____
荷 受 人 住 所 氏 名	_____
種 類 ・ 名 称 等	_____
個 数 等	_____
数 量 等	_____
産 地	_____
備 考	_____

備考 1 条の欄には、必要に応じて、品種名・ブランド名を記入すること。
2 条の欄には、それぞれ単位も記入すること。

第八号様式（第十九条関係）

第八号様式(第十九条関係)



備考 _____

(1) _____の項に比し、植物防疫所(支庁又は出羽府)の名称を記入するものとする。
 (2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

植物防疫官 氏 名 _____

植物等輸入許可証書

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

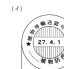
植物防疫官 氏 名 _____

下記は、植物防疫所による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

標 識(種) 名 _____
 種 類・名称 _____
 輸送方法の区別 _____
 輸 送・数量 _____
 検査年月日 _____
 検査人員の氏名 _____
 検査人員の氏名 _____
 植物防疫所長(支庁又は出羽府)の署名及び印の付いたことを証明するものとする。輸入検査の管理責任者の署名及び印の付いたことを証明するものとする。

第八号の二様式（第十九条関係）

第八号の二様式(第十九条関係)



(イ)

備考 _____

(1) _____の項に比し、植物防疫所(支庁又は出羽府)の名称を記入するものとする。
 (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

植物防疫官 氏 名 _____

植物等輸送許可証書

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

植物防疫官 氏 名 _____

下記は、植物防疫所による輸入検査を終了し、輸送を認可したことを証明する。

標 識(種) 名 _____
 種 類・名称 _____
 輸送方法の区別 _____
 輸 送・数量 _____
 検査人員の氏名 _____
 検査人員の氏名 _____
 検査の場 所 _____

第九号様式（第二十一条関係）

第九号様式(第二十一条関係)

処分証明書

年 月 日 _____

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

植物防疫官 氏 名 _____

下記の植物等全植物防疫所(支庁又は出羽府)の項により処分したことを証明する。

標識(種) 名・入港年月日 _____
 種 類・名称 _____
 輸 送・数量 _____
 検査人員の氏名 _____
 検査人員の氏名 _____
 処分年月日 _____
 処分理由 _____
 処分方法 _____

第十号様式（第二十一条関係）

第十号様式(第二十一条関係)

日本郵便株式会社

年 月 日 _____

年 月 日 _____

植物防疫所(支庁又は出羽府) _____

植物防疫官 氏 名 _____

下記の植物等を植物防疫所(支庁又は出羽府)の項により _____ するものとする。

種 類・名称 _____
 輸 送・数量 _____
 検査人員の氏名 _____
 検査人員の氏名 _____

第十一号様式(第二十二条関係)

第十一号様式(第二十二条関係)の用紙は、農林水産省のホームページに掲載されている。

.....
.....

第十一号の二様式(第二十二条の二関係)

第十一号の二様式(第二十二条の二関係)

輸入禁止品利用許可申請書

輸入禁止品利用許可申請書

下記のとおりを記載したのち、関係機関へ提出して申請いたします。

農林水産大臣 宛
農林水産省 長官 殿
農林水産省 長官 殿
農林水産省 長官 殿
農林水産省 長官 殿
農林水産省 長官 殿

第十一号の三様式(第二十二条の二関係)

第十一号の三様式(第二十二条の二関係)

輸入禁止品利用許可申請書

輸入禁止品利用許可申請書

農林水産省 長官 殿

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第十二号様式(第二十三条関係)

第十二号様式(第二十三条関係)

(イ) 植物等輸出検査申請書

植物等輸出検査申請書

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(10) 植物等輸出検査申請書 (内輸出)

植物等輸出検査申請書 (内輸出)
 生産地
 年 月 日
 検出検査官 氏名

品名			
品別	品名	数量	単位
輸出先			
輸出業者			
検出検査官			
検出検査官(署名)			
検出検査官(印)			
検出検査官(住所)			
検出検査官(電話番号)			
検出検査官(メールアドレス)			
検出検査官(郵便番号)			
検出検査官(郵便局名)			
検出検査官(市町村)			
検出検査官(都道府県)			
検出検査官(国)			

備考 1. 検出検査官は必ず右の欄に記入し、その旨を輸出申請書に記入してください。検出検査官は必ず右の欄に記入してください。

2. 本通知に添付した検出検査官の印は、輸出申請書に添付して提出するものとします。

3. 検出検査官は、本文を捺印してください。

(11) 植物等輸出検査申請書 (内輸出)

植物等輸出検査申請書 (内輸出)
 生産地
 年 月 日
 検出検査官 氏名

品名			
品別	品名	数量	単位
輸出先			
輸出業者			
検出検査官			
検出検査官(署名)			
検出検査官(印)			
検出検査官(住所)			
検出検査官(電話番号)			
検出検査官(メールアドレス)			
検出検査官(郵便番号)			
検出検査官(郵便局名)			
検出検査官(市町村)			
検出検査官(都道府県)			
検出検査官(国)			

備考 1. 検出検査官は必ず右の欄に記入し、その旨を輸出申請書に記入してください。検出検査官は必ず右の欄に記入してください。

2. 本通知に添付した検出検査官の印は、輸出申請書に添付して提出するものとします。

3. 検出検査官は、本文を捺印してください。

第十三号様式(第二十七条関係)

第十三号様式 (内輸出)

PHYTOSANITARY CERTIFICATE
 FOR EXPORT
 PLANT PROTECTION SERVICE
 MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
 JAPANESE GOVERNMENT

IN PLANT PROTECTION REGISTRATION NO. _____

Name and address of exporter: _____

Name and address of consignee: _____

Name of consignor: _____

Name of producer and locality: _____

Kind of commodity: _____

Quantity and description: _____

Place of origin: _____

Name of producer and locality: _____

Official stamp and signature of the competent authority: _____

Name of the authority: _____

Name of the producer: _____

Name of the authority: _____

第十三号の二様式(第二十七条関係)

第十三号の二様式 (内輸出)

PHYTOSANITARY CERTIFICATE
 FOR EXPORT
 PLANT PROTECTION SERVICE
 MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
 JAPANESE GOVERNMENT

IN PLANT PROTECTION REGISTRATION NO. _____

Name and address of exporter: _____

Name and address of consignee: _____

Name of consignor: _____

Name of producer and locality: _____

Kind of commodity: _____

Quantity and description: _____

Place of origin: _____

Name of producer and locality: _____

Official stamp and signature of the competent authority: _____

Name of the authority: _____

Name of the producer: _____

Name of the authority: _____

第十三号の三様式（第二十七号関係）



第十四号様式（第三十条関係）

年 月 日

農林水産大臣 様

申 請 者 名
住 居
代 表 者 氏 名

登録検査機関の名称（受験の受験）申請書

試験科目名 図数 25 年法律第 14 号、以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 2 の表第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録（受験の受験）の登録について、登録申請書（図数 25 年法律第 14 号、以下「図数」という。）第 10 条第 2 項（第 10 条の 6 において準用する図数 25 年法律第 14 号）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

1. 試験を行うとする区分
2. 法第 10 条の 3 各号の 1 の下に該当する者の名簿
3. 受験を行う業務所の所在地

業務所名	所在地
4. 受験を行うとする区域

業務所名	区域

備考 登録の受験の申請については、添付書類のうち、過去の申請時に提出したもののうちその内容に変更がない書類及び関係図数 25 年法律第 14 号の規定する書類については、添付を省略できる。

第十五号様式（第三十一条関係）

農 業 検 査 官 監 査 部 長 様

年 月 日

登録検査機関
代表者 氏名

登録検査機関
代表者 氏名

代表者 氏名

検査科目

法第 10 条第 2 項第 2 号の 1 の下に該当する者の名簿

氏名	所属施設名	所在地

法第 10 条第 3 号各号の 1 の下に該当する者の名簿

年 月 日	業務所名

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したもののうちその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十六号様式（第三十一条関係）

年 月 日

農林水産大臣 様

登録検査機関
住 居
代 表 者 氏 名

登録検査機関の名称（受験の受験）申請書

試験科目名 図数 25 年法律第 14 号、以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 2 の表第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録（受験の受験）の登録について、登録申請書（図数 25 年法律第 14 号、以下「図数」という。）第 10 条第 2 項（第 10 条の 6 において準用する図数 25 年法律第 14 号）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

1. 試験を行うとする区分
2. 法第 10 条の 3 各号の 1 の下に該当する者の名簿
3. 受験を行う業務所の所在地

業務所名	所在地
4. 受験を行うとする区域

業務所名	区域

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したもののうちその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

第十七号様式（第三十一条の九関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録済畜種改良
法 第 四 条
代 表 者 氏 名

登録済畜種改良の登録・更新の更新申請書の登録事項の変更届出書

登録・更新の更新申請書の記載事項に変更があったので、届出の理由（昭和25年法律第151号）第19条の4の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

第十八号様式（第三十一条の十関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録済畜種改良
法 第 四 条
代 表 者 氏 名

登録済畜種改良の畜種改良認可申請書

届出の理由（昭和25年法律第151号）第19条の4第1項届出の規定に基づき、畜種改良を定めたいので認可を求めます。

第十九号様式（第三十条の十関係）

第十九号様式（第三十条の十関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録済畜種改良
法 第 四 条
代 表 者 氏 名

登録済畜種改良の畜種改良更新認可申請書

届出の理由（昭和25年法律第151号）第19条の4第1項届出の規定に基づき、畜種改良を変更したいので認可を求めます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

第二十号様式（第三十一条の十二関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録済畜種改良
法 第 四 条
代 表 者 氏 名

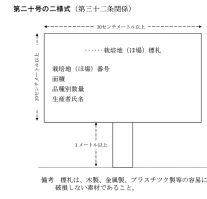
登録済畜種改良の畜種改良・廃止・認可申請書

届出の理由（昭和25年法律第151号）第19条の4第1項届出の規定に基づき、下記のとおり許可を求めます。

記

- 1 登録済・廃止・認可に係る畜種の改良及び併存地
- 2 登録済・廃止・認可に係る畜種の区分
- 3 登録済・廃止・認可に係る畜種の名称及び併存地
- 4 登録済・廃止・認可の予定年月日
- 5 廃止・廃止の理由

第二十号の二様式（第三十二条関係）



第二十一号様式（第三十四条関係）

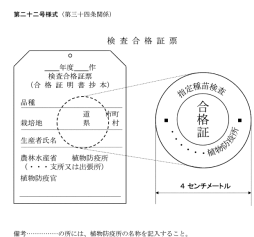
第二十一号様式(第三十四条関係)

-----年次産-----市
-----検査合格証明書
下記-----は、植物防疫法第三條の規定による検査に合格したことを証明する。
-----植物防疫所

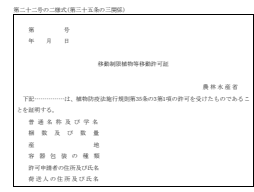
品名 品 別 数 量
注 意 事 項

品名	品 別	数 量	備 考

第二十二号様式（第三十四条関係）



第二十三号の二様式（第三十五条の三関係）



第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）
農林水産省令 第三〇号（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令 第三〇号（昭和三十一年六月二十七日）

農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）
農林水産省令	第三〇号	（昭和三十一年六月二十七日）

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）
（移動型建設物等移動許可證申請書）
農林水産省令 第三〇号
自署
課長
以下
年月日 許可で申請のあった下記1の移動型建設物等の移動は、下記2の条件を併して許可する。
年月日 農林水産大臣
記
1 移動型建設物等
2 条件

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）
移動型建設物等検査申請書
下記のとおり移動したいので検査を申請します。
年月日 住所
氏名
建設物名（— 支那又は朝鮮向け建設物検査 商）
移動型建設物等検査申請書
検査済年月日
検査予定地
検査予定地
建設物の種別
検査人の住所及び氏名
検査人の住所及び氏名
検査人の種別
検査年月日

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）
農林水産省令 第三〇号
移動型建設物等検査合格証明書
年月日 住所
氏名
建設物名（— 支那又は朝鮮向け建設物検査 商）
建設物の種別、検査及び検査
検査人の住所及び氏名
検査人の住所及び氏名
検査人の種別
検査年月日

第二十二号の十様式(第三十五条の五関係)

第二十二号の十様式(第三十五条の五関係)

第 号 株式会社 株式会社

年 月 日 ……株式会社(……支店又は出店)

株式会社 氏 名

下記欄等について、株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。

株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認
 承認の方法
 ……(……で株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。)

年 月 日

……株式会社(……支店又は出店)

第二十二号の十一様式(第三十五条の五関係)

第二十二号の十一様式(第三十五条の五関係)

株式会社 株式会社

年 月 日 ……株式会社(……支店又は出店)

株式会社 氏 名

下記欄等について、株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。

株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認
 承認の方法
 ……(……で株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。)

年 月 日

……株式会社(……支店又は出店)

第二十二号の十二様式(第三十五条の五関係)



第 号 ……株式会社 株式会社

年 月 日 ……株式会社(……支店又は出店)

株式会社 氏 名

下記欄等について、株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。

株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認
 承認の方法
 ……(……で株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。)

年 月 日

……株式会社(……支店又は出店)

第二十二号の十三様式(第三十五条の五関係)



第 号 ……株式会社 株式会社

年 月 日 ……株式会社(……支店又は出店)

株式会社 氏 名

下記欄等について、株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。

株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認
 承認の方法
 ……(……で株式会社(支店又は出店)の代表取締役の承認をしたことを証明する。)

年 月 日

……株式会社(……支店又は出店)

第二十三号様式（第三十六条関係）

第二十三号様式（第三十六条関係）
 （緊急措置命令書）
 農林水産省 第 号
 農 務 局
 農林水産大臣 宛
 締結の経緯等（各条第2項の規定に基づき、下記の様式を添付する。）
 年 月 日
 農林水産大臣 宛
 記
 1. 措置を行うべきものの品名及び数量
 2. 措置を行うべきものの所在地
 3. 措置を行うべき期又は時期
 4. 措置の内容及び方法
 5. その他必要な事項

第二十四号様式（第三十七条関係）

第二十四号様式（第三十七条関係）
 （緊急措置命令書）
 農林水産省 第 号
 農 務 局
 農林水産大臣 宛
 締結の経緯等（各条第2項の規定に基づき、下記の様式を添付する。）
 年 月 日
 農林水産大臣 宛
 記
 1. 措置を行うべきものの品名及び数量
 2. 措置を行うべきものの所在地
 3. 措置を行うべき期又は時期
 4. 措置の内容及び方法
 5. その他必要な事項

第二十五号様式（第三十八条関係）

第二十五号様式（第三十八条関係）
 （緊急措置命令書）
 農林水産省 第 号
 農 務 局
 農林水産大臣 宛
 締結の経緯等（各条第2項の規定に基づき、下記の様式を添付する。）
 年 月 日
 農林水産大臣 宛
 記
 1. 措置を行うべきものの品名及び数量
 2. 措置を行うべきものの所在地
 3. 措置を行うべき期又は時期
 4. 措置の内容及び方法
 5. その他必要な事項

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）
 地方費用請求書
 年 月 日
 農林水産大臣 宛
 住 所
 氏名又は名称及び代表者名
 締結の経緯等（各条第1項の規定に基づき、各 欄 年 月 日付の能力検査により検査された緊急対応の能力に不足を要したため、当該のとり費用の支出を証明する書類を添えてその支出を請求します。）
 記
 以下の内程 円也

区分	
員数	
甲額	
金額	
備考	

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二
条関係）
第二十八号様式（第四十三
条関係）

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二条関係）

防除用薬剤調合承認書

年 月 日

農林水産大臣 殿

自署
氏名又は名称及び代表者氏名

年月 日付防除用薬剤調合承認書に基つき、下記のとおり承認します。

この申請による防除用薬剤の調合承認は、防除用薬剤の製造及び防除用薬剤の調合承認の上記事項に限り、調合人の業務を完全に履行することを前提とします。

記

- 一 調合承認書の種類及び数量
- 二 調合承認書の種別
- (イ) 指定有害動物の種類及び被害作物の種類
- (ロ) 調合承認書の種別
- 三 調合承認書の調合を行うことが必要と認められる理由

四 防除の目的

(イ) 防除の区域、基準種及び被害種

(ロ) 防除の期間

五 その他必要な事項

備考

1 防除の区域/範囲を併記すること。

2 申請書の提出期限である場合については、記載事項を管理用防除承認書に記載すること。

3 申請書の提出期限であり、調合承認書の調合承認書又はその旨に調合承認書の上記事項に基つき、調合の履行を、調合の上記事項を、防除用薬剤の調合、調合の方法等をその旨に併記すること。

第二十八号様式（第四十三条関係）

防除用薬剤調合承認書

年 月 日

農林水産大臣 殿

自署
氏名又は名称及び代表者氏名

年月 日付防除用薬剤調合承認書に基つき、下記のとおり承認することとした。

の、通知する。

記

- 一 調合承認書の種類及び数量
- 二 申請書の種別及び数量
- 三 調合承認書の種別

四 申請書の提出期限

五 その他必要な事項

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四条関係）

防除用薬剤調合承認書

年 月 日

農林水産大臣 殿

自署
氏名又は名称及び代表者氏名

年月 日付防除用薬剤調合承認書に基つき、下記のとおり承認、且つ、調合承認書の調合承認書に基つき、防除用薬剤の製造及び防除用薬剤の調合承認の上記事項に限り、調合人の業務を完全に履行することを前提とします。

記

- 一 調合承認書の種類及び数量
- 二 申請書の種別
- 三 申請書の提出期限

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六条関係）

防除用薬剤調合承認書

年 月 日

農林水産大臣 殿

自署
氏名又は名称及び代表者氏名

年月 日付防除用薬剤調合承認書に基つき、調合承認書の調合承認書に基つき、防除用薬剤の製造及び防除用薬剤の調合承認の上記事項に限り、調合人の業務を完全に履行することを前提とします。

記

- 一 防除の状況
- (イ) 指定有害動物の種類及び被害作物の種類
- (ロ) 防除を行った期間
- (ハ) 防除を行った回数
- (ニ) 防除承認書の種別
- 二 防除の成果
- 三 その他必要な事項

備考

1 報告書が調合承認書である場合には、記載事項を管理用防除承認書に記載すること。

2 報告書が調合承認書であり、防除用薬剤調合承認書に記載された調合承認書に基つき、調合承認書又はその旨に調合承認書に基つき、防除用薬剤の製造及び防除用薬剤の調合承認の上記事項に基つき、調合の履行を、調合の上記事項を、防除用薬剤の調合、調合の方法等をその旨に併記すること。

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四
条関係）
第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六
条関係）

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七
条関係）
第三十二号様式（第四十八条関係）

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七号関係）

防除用器具販売申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

最近有価物輸物の販売または防除を製造に及ぼす必要があるため、植物防疫法第
四十七条第一項の規定により防除用器具販売申請書の提出を申請いたします。
この申請により許可を受けたい場合は、植物防疫法施行規則及び防除用器具販売申請書
による防除用器具の取扱い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一 販売希望防除用器具の種類及び台数
二 販売希望期間
三 貸付の条件
（イ）指定有価物輸物の種類及び数量物の種類
（ロ）防除の区域、時期及び回数
（ハ）申請書の提出可能公認の必要の器具の種類及び台数
四 その他重要な事項

備考

一 申請書が審査対象である場合は、記載事項を審査の結果ごとに記載する
こと。
二 防除の区域の範囲を添付すること。

第三十二号様式（第四十八号関係）

防除用器具貸付承認通知書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

植物防疫所長

年 月 日付防除用器具販売申請書に対し、下記により貸付け予
定の決定があったので通知する。

記

一 防除用器具の種類及び台数 年 月 日から
二 貸付の期間 年 月 日まで
三 貸付の条件及び範囲
四 貸付の方法及び回数
五 その他重要な事項

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九
条関係）
第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十
条関係）

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九号関係）

請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付防除用器具販売申請書に基づき、年 月
日以下の台数を承認の上、輸送期間中に、植物防疫法施行規則及び防除用器具
販売申請書の取扱い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借付終了期日	
備考	

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十号関係）

防除用器具貸付期間延長申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付防除用器具販売申請書に基づき、年 月 日
日以下の台数を承認の上、輸送期間中に、植物防疫法施行規則及び防除用器具
販売申請書の取扱い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一 貸付終了期日 年 月 日
二 貸付延長期間 年 月 日から 年 月 日まで
三 貸付期間延長の理由

第三十五号様式（第五十条関係）

防除用器具貸付機関延長承認申請書

年 月 日

期

機物の貸付先

年 月 日付分の防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により
 期間を延長する旨の決定があったので通知する。

記

一 貸付延長期間 年 月 日から
 年 月 日まで

二 延長の理由及び趣旨

三 その他必要な事項

第三十六号様式（日本産業規格 A 4）（第五十四条関係）

防除用器具送納書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
 氏名又は名称及び代表者氏名

下記は、年 月 日付付託防除用器具送納申請に基づいて送付された防除用器具の送納
 完了したため送納に指定された送納の欄を以て送納します。

記

種類	
行先品	
数量	
農林水産省管理番号	
送付終了日	
備考	

備考
 備考欄には、送付防除用器具の種別目数及び種別一単位数、当該器具による防
 除効果、当該器具の故障の有無及び修理の状況等を記載すること。